

No.
100
2020.10 vol.28

環境と産業の未来のために



秋季号
100号記念

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

- | 産廃振興財団NEWS創刊100号を迎えて
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男
- | 財団の事業紹介
- | 産業廃棄物の適正処理をさらに推進
環境省 環境再生・資源循環局長 森山 誠二
- | 産業廃棄物処理業経営塾OB会会長就任挨拶と今後の抱負
産業廃棄物処理業経営塾OB会会長 岩楯 保
- | ポスト・コロナの循環型社会に向けて
日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長 長谷川 雅巳
- | 優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」に係る
基準に基づく適合証明サービスのお知らせ
- | 「産業廃棄物安定型最終処分場の
試験・設計方法に関するマニュアル(案)」について
- | 出版案内
- | バックナンバー一覧 No.1～No.99



公益財団法人 産廃振興財団

CONTENTS

○産廃振興財団から

産廃振興財団NEWS創刊100号を迎えて	03
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤幸男	

○【100号記念】財団の事業紹介

総務部	05
企画部	06
業務部	07
技術部	08
適正処理対策部	09
資源循環推進部	10

○環境省から

産業廃棄物の適正処理をさらに推進	11
環境省 環境再生・資源循環局長 森山誠二	

○関連団体から

産業廃棄物処理業経営塾OB会会長就任挨拶と今後の抱負	13
産業廃棄物処理業経営塾OB会会長 岩橋 保	

○経団連から

ポスト・コロナの循環型社会に向けて	14
日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長 長谷川雅巳	

○産廃懇話会

第71回産廃懇話会を開催	15
--------------	----

○産廃情報ネット

優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」に係る基準に基づく適合証明サービスのお知らせ	16
--	----

○調査研究

「産業廃棄物安定型最終処分場の試験・設計方法に関するマニュアル(案)」について	18
---	----

○出版案内

事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術	21
-----------------------------	----

○産業廃棄物処理業経営塾OB会

OB会企業紹介	23
(株)こっこー・三友プラントサービス(株)	

○【100号記念】『産廃振興財団NEWS』バックナンバー

No.1～No.99	27
------------	----

○四方山話

ミニバスケットボール	35
(株)大橋商会 利根川豪博	

表紙画像：東寺(京都)

産廃振興財団NEWS

創刊100号を迎えて



(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長
加藤 幸男

年初、例年になくわくわくした高揚感に包まれていたのを覚えている。

2020年の今年が、終戦に伴って国連が創設されてから75年、廃掃法が成立してから50年、そして何よりも東京でオリンピックが開催されるメモリアルな年であるとの思いがそうさせたのだろう。

地球温暖化による異常気象、世界規模での格差拡大による絶対的貧困など積年の深刻な課題が我々を悩ませている。数年前からSDGsという国連が中心になって各国が協力する形での新たな枠組みでの課題解決にチャレンジを続けているが、今年はその活動が大いに功を奏するエポックメイキングな年になるのではないかと期待感があった。

しかし、わずか数ヶ月後、その希望は夢幻のごとく無残にも消え去った。

誰も予想だにしていなかった新型コロナウイルスがあれよあれよという間に世界中に蔓延し、感染防止対策にやっきになる間に世界経済が疲弊し、各国協調の足並みも乱れ始めて出口の見えない状況に苛まれている。

そう言えば、丁度90年前は世界恐慌の真只中

だったなあと思い知る。

そんな中で、我が国では新しい政権が誕生した。新政権は前政権の継承を標榜しつつもデジタル庁の新設、国の縦割り行政や中央と地方の権限分担の見直しなどの行政改革、規制緩和の推進等々を掲げ、現実的な課題を具体的に解決していくプラグマチズム政権として期待がかかる。

さて、本誌「産廃振興財団NEWS」は財団が設立(平成4年12月)された約1年後の平成5年11月に第1号が創刊され、今回で第100号という記念を迎えた。

これは偏に、財団の活動を支持し、財団NEWSを愛読していただいた関係各位のご理解とご協力があったればこそと改めて感謝申し上げる次第である。

この財団NEWSは産廃振興財団の広報誌として国、地方公共団体、企業、関係団体へ関係する各種のニュースや情報を提供し、各々の活動に役立てていただくことを目的に発行している。

発刊当初は「産業廃棄物」というタイトルで、下段に小さく産廃振興財団ニュースとしていたが、

平成8年の第5号から「産廃振興財団ニュース」に改名し、更に平成13年の第25号から現在の表紙の原型となる「産廃振興財団NEWS」とし、生活環境の保全と経済発展の調和のとれた循環型社会を目指す意思表示として、「環境と産業の未来のために」というサブタイトルをつけた。

この「産廃振興財団NEWS」は年4回発行する季刊誌で、財団の事業である債務保証事業、助成事業、振興事業、適正処理推進事業の4つの公益事業に関して、その時々話題や進捗状況などの情報を提供すると共に、時宜に即して国の環境行政に関する指針や解説、さらには財団の各種行事などについても掲載している。

財団は平成29年に25周年を迎え、それを記念に当時神田にあった事務所を現在の虎ノ門に移転した。

心機一転30周年、さらにその先に向けて財団が担当する事業の進展を図りながら、廃棄物を巡る新たな課題に挑戦している。

即ち、プラスチック問題や災害廃棄物問題などに併せ、廃棄物の資源循環問題に正面から取組み、地域毎の特色を活かした廃棄物のエネルギー化と

それを活用した資源循環共生圏の形成についてもお手伝いをしたいと考えている。

地球環境問題を解決する絶対の要諦の一つは脱炭素であり、それを実現する方策として石炭火力発電に代わる再生可能エネルギーの確保が急がれることに異論はない。

ところで、今更言うまでも無く廃棄物は各地域において毎日大量に発生し、しかも適正処理に多額の費用を要する負の産物であるが、膨大な熱源を持つ資源でもある。

廃棄物を効率よくエネルギー化することによるメリットは計り知れず、そのことによって解決できる現実的課題は多い。その成否はどのようにすればそれが可能かという仕組み造りに掛かっており、正に行政改革と規制緩和が求められる。

我々財団は「産廃振興財団NEWS」の第100号発行を機に、さらに皆さん方のお役に立てる財団の有り様を目指して精進していく所存であり、一層の努力を傾注する覚悟である。

引き続き関係皆様方のご協力を切にお願いしたい。

電子化を推進し、効率的な財団運営を目指す

..... 総務部



総務部長

窪田 浩一郎

総務部は総勢7人、財団の総務、法務、人事、会計、予算、資金運用、システムと多岐に亘る業務を担当するほか、関係する外部団体の運営も一部行っています。

例年であれば年明け早々より、決算予想と翌期予算の編成、並行して新年度の組織や人事の検討等を行い、3月には理事会、評議員会で予算等ご承認いただき、4月には決算、その後は事業収益、費用を見通しつつ、適宜対応策を検討、実施、という経営サイクルを回していくことが総務部の基本的な活動となっております。

しかし本年は、新型コロナウイルスの対策で、総務部の業務も例年とはかなり異なるものとなりました。

就業体制について、まずは2月より時差出勤を開始、システム部門の活躍で急ぎ環境を整え、在宅勤務や会議のOn Line化等を実施する等、対応策を講じてきました。これら諸対策は、財団トップのリーダーシップの下、感染状況等を見つつ、見直しながら現在も継続中です。

現在注力中の課題は、コロナ対応の中で政府も今後注力するとしている電子化の推進です。パッケージソフトを導入し、財団内の申請・承認、各種決裁をすべて電子化し押印作業を一掃すると

もに、出張申請や精算、各種支払い等の業務も効率化、会計システムとの連携や証憑類の電子化等もできる限り実現できるように、電子帳簿保存法への対応も含め、本年中の稼働開始を目指し現在取り組み中です。

このように、効率的な財団運営を目指して、また世の中の動向に合わせて、システムや諸規則等の運営基盤を常に見直し、整備することも総務部の重要な役割です。運用も含め、法規制の変更等にも常に注意してはなりません。就業規則についても、制定後に生じた規制の変化に対応し、本年、全般に亘り見直しました。

今後とも、弁護士や監査法人、税理士、社労士の先生方の協力を仰ぎながら、また、他団体の方々とも情報交換等行いつつ、しっかりと財団運営を支えていきたいと考えています。



WEB参加者を交えた産廃懇話会

企画調査・優良化で関係者の相互理解の橋渡し

..... 企画部



企画部長
改田 耕一

企画部は平成25年4月に以下の業務を行う部署として発足しました。

①企画・調査

廃棄物等の適正処理や循環利用、業振興など産業廃棄物全般に関する調査を行う。

②産業廃棄物優良化事業

業振興としての国の優良産廃処理業者認定制度の普及拡大、優良業者と排出者との連携を促進し、適正処理推進および循環型社会形成に資する。

③人材開発事業

産業廃棄物処理業経営塾を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源循環業の中核的担い手となるべき経営層の育成に努める。

①企画・調査

国の施策等の判断等に役立つ調査等を行うと同時に、当財団の今後の業務のあり方について検討しています。

これまでの調査分野としては、公共関与による施設整備、廃棄物情報の伝達、水銀廃棄物の適正な管理、情報の電子化、プラスチックの輸入規制等に係る影響、県外廃棄物の事前協議等自治体における制度・手続の実態把握等行っています。

②産業廃棄物優良化事業

優良産廃処理業者認定制度については、より多

くの処理業者が認定を受けられるよう「さんばいくん」の普及を図りながら、情報発信や負担軽減に関する様々なお悩みにお応えしています。また排出事業者等が委託先業者の選定が容易になるようシステムの改善や啓発活動を行っています。本制度は平成23年度施行から来年で10年になります。優良業者と排出者との連携が一層進むよう努めてまいります。

③人材開発事業

平成16年度経営塾開講以来、卒業生は645名を数えます。Pride, Dream, Missionの想いを胸に経営塾OB会を組織し、毎年難題に挑戦して進化し続けています。

処理業界の皆様の献身的なお仕事には頭が下がります。エッセンシャルワークとしての社会的認



知はいまだ不足しており、振興を図る立場として申し訳なく思います。また昨今、プラスチックの3R、コロナ禍、容赦のない自然災害への対応など、以前にも増して幅広い社会的使命のもと、DXによる効率化や高度化が求められています。技術と信頼を基礎にして、排出事業者、処理業者、行政、住民など立場の異なる関係者が互いに想像力を働かせ、理解し合うことが重要です。危機的状況であるからこそ「課題のあるところに学びとチャンスあり」と肝に銘じ、当財団も微力ながら、関係者が相互に理解を深める橋渡しとなるよう努めます。引き続きご指導のほど、よろしく願い申し上げます。

債務保証業務と経営相談会

..... 業務部

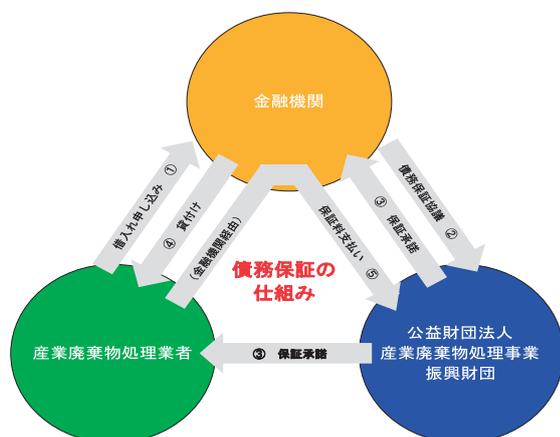


業務部長
玉川 俊治

■債務保証業務

1) 経緯

産業廃棄物の処理施設の安定的な供給および産業廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的に、産業廃棄物処理業者が処理施設を建設するために必要な資金の借入に対する債務保証を行うため、1992(平成4)年、当財団に国、地方自治体、産業界の出捐金による債務保証基金が設立され、スタートしました。民間産廃処理業者の資金需要で、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」(特定施設整備法)の「産業廃棄物処分業者等が行う産業廃棄物処理施設の近代化と高度化を図るための施設整備」に係わる案件が主体となっています。



債務保証の仕組み

2) 債務保証業務の運営ルール

【保証対象】以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金

▽特定施設整備法で規定する特定施設の整備▽共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業▽産業廃棄物処理施設の近代化・高度化▽「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設(産業廃棄物処理に該当するもの)の整備▽「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設(産業廃棄物処理に該当するもの)の整備

【保証割合】原則として、保証先金融機関が行う融資額の50%以内

【保証金額】原則として500百万円以内

【保証期間】10年以内(据置期間3年以内を含む)

■経営相談会

産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物収集運搬業に従事されている皆様が、経営上のさまざまな課題・問題に対処し解決するために各分野の専門家に相談することができる、会員制サポートサービスです。



経営相談会(面談での相談)

PCB廃棄物の適正処理を支援

..... 技術部



技術部長
長田 容

当財団は、平成4年の設立当初からPCB問題に取り組んできており、以来、国のPCB処理施策に全面的に協力してきました。当部では、主に処理期限が迫るPCB廃棄物の適正処理に関する各種調査・支援を行っていますが、他に産廃処理事業者への助成事業に係る業務も担当しています。

(1)高濃度PCB廃棄物の処理に関する取組

PCBが使用された変圧器・コンデンサー等の電気機器、照明器具用安定器及びPCBを一定濃度以上含む汚染物等の高濃度PCB廃棄物は全国5か所に整備された中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の施設で処理されています。国及び地方自治体は処理施設の立地地域ごとに設定された期限内に処理を完了すべく、未把握・未届出となっているPCB廃棄物の掘り起こし調査を推進し

ています。当部ではPCBに関する情報提供や相談窓口の設置を通じて行政の掘り起こし調査における取組に協力するとともに、JESCOが行う安定器等の判別や処理施設における作業従事者の安全衛生管理等の業務を支援しています。

(2)低濃度PCB廃棄物の処理に関する取組

微量のPCBに汚染された電気機器やPCBが一定濃度以下の汚染物等の低濃度PCB廃棄物は環境大臣による無害化処理認定施設等で処理されています。当部では低濃度PCB廃棄物に関する処理方法、測定方法、収集運搬等に関するガイドラインの策定を行うとともに、環境省が行う無害化処理認定施設の審査や低濃度PCB廃棄物の処理方策の検討を支援しています。

(3)助成事業の運営

当財団では産業廃棄物の3Rや環境負荷低減に寄与する技術開発又は高度な技術を適用した施設の整備等を行おうとする産業廃棄物処理事業者に対して助成する事業を行っています。申請があった事業は助成事業運営委員会において審査されており、当部ではその運営を支援しています。



廃安定器の分別



無害化処理施設(固定床炉)

適正処理推進センターとしての役割を推進

..... 適正処理対策部



適正処理対策部長
藤田 正実

当部は、適正処理推進部、適正処理・不法投棄対策部を経て、平成29年6月より適正処理対策室及び土壌処理対策室の両室からなる適正処理対策部として業務を遂行しています。

適正処理対策室では、「産業廃棄物適正処理推進センター」の業務の一環として、平成9年改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、撤去等支障の除去等の措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成）により協力を行っています。また、平成15年6月には「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（「産廃特措法」）」が制定され、平成9年改正廃棄物処理法の施行日前（平成10年6月16日以前）に不法投棄・不適正処理された産業廃棄物について、産廃特措法に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助で造成）により必要な協力を行うとともに、起債事業についても必要な協力を行っています。

なお、不法投棄防止対策等推進事業として、不法投棄未然防止対策等の検討及び事業者の自主的な活動に資するため事業者等に対する助言、指導、

情報の提供や、環境省受託では、不法投棄等事案に対する技術的支援等業務として、都道府県等からの要請により、具体的不法投棄等事案への対応に関し、専門家からなるチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行うほか、不法投棄防止セミナー等について支援しています。

一方、土壌処理対策室では、産業廃棄物の不適正処理に関する検討での知見を活かし、平成18年度より環境省（水・大気環境局）土壌環境課から、汚染土壌の運搬及び処理に関する検討業務を継続して受託し、土壌汚染対策法のガイドライン等の作成・改訂などの業務を行うとともに、実態調査なども行っています。

また、平成28年度に設立された除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合に参画し、災害廃棄物適正処理検討等業務として、福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の除染等に伴って発生した除去土壌等の効率的かつ効果的な減容化・再生利用技術の開発に向けた検討を行っています。



図 基金支援事業による行政代執行の事例
前（上段）後（下段）

廃棄物の合理的な資源化を推進

資源循環推進部



資源循環推進部長
山脇 敦

持続可能な社会の構築に向けて社会全体が大きく舵を切らなければなりません。廃棄物は循環利用することで健全な物質循環の一翼を担い、持続可能な経済成長、安全で強靱な都市構築、衛生・水環境の保全、近代的エネルギー確保といった広範に寄与します。

産業廃棄物は全体的には1990年代以降再生利用が急速に進み、最終処分や不法投棄される量は激減しています。しかし、コスト的にマテリアルリサイクルが難しい汚れた廃プラスチックや複合廃材等は再生利用が進んでいません。これらの廃棄物は、処分場で固定化したり、多大なエネルギーを消費してマテリアルリサイクルするよりは、エネルギー化し地域に還元する方が健全な物質循

環に供し合理的です。他方、わが国の廃棄物エネルギー化施設は諸外国に比べ概して規模が小さく、効率的に資源化が行われているとは言い難い状況にあります。このような中、資源化の推進のため、2017年10月に廃棄物資源化推進チームが、2018年6月に資源循環推進部が発足しました。

資源循環推進部では、経済合理性があるエネルギー化施設で一体的に資源化することで地域振興に結びつく地域循環共生型モデル(図1)を提唱し、その実現のため事業者、行政等への支援活動を行っています(図2)。2019年度からは全国4地域でエネルギー化施設構築に向けて地域の関係者による勉強会を開催して具体的な検討を進めています。

持続可能な社会構築のための基本的概念の一つとして社会的包摂/共生があります。資源循環の推進のためにも、地域地域で行政、排出事業者、廃棄物処理会社、電力会社、施設建設会社、住民の方々等があまねく参加し地域振興に結びつくモデルを作り上げていくことが肝要です。広く関係の方々と連携を図り検討を進めて参りますので、ご支援賜りますようお願い致します。



図1 地域循環共生型モデル

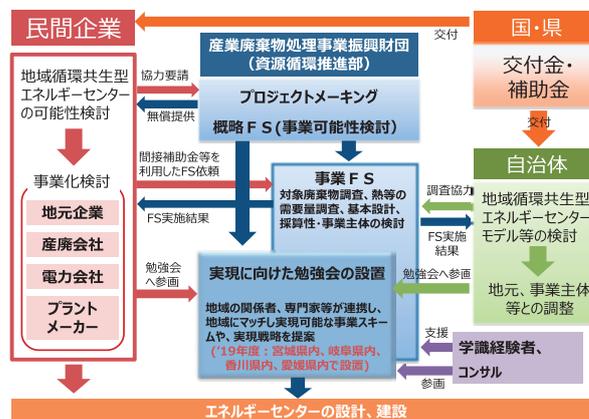


図2 モデル実現に向けた財団の支援活動

産業廃棄物の適正処理をさらに推進



環境省 環境再生・資源循環局長

森山 誠二

今年7月に環境再生・資源循環局長を拝命しました森山です。

今年も各地で豪雨災害が発生し、また今年1月からは新型コロナウイルス感染症が猛威を振っています。被災された方々、感染された方々に心よりお見舞い申し上げます。

廃棄物処理は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務と示されており、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められています。

環境省では、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化に応じ、関係団体への情報提供をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正による年次報告等の期限の延長等や保管上限の特例に関する措置を講ずるなど、廃棄物処理の安定的な継続を支援してまいりました。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大下において必要な支援に取り組んでまいります。

7月には令和2年7月豪雨による災害がございました。気象災害の激甚化が進み、「気候危機」と言うべき時代にある昨今において、的確な災害廃棄物対策への期待が一層高まっています。

災害廃棄物の円滑な処理に向けては、発災直後から職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用して専門家を派遣し、

各地の自治体や関係団体、民間事業者等と連携し、人的支援、ごみの収集車両の派遣、財政支援といったあらゆる側面から被災市町村を支えてまいりました。被災地の一刻も早い回復に向け、今後ともきめ細かい災害対応に努めてまいります。

また、来年は、東日本大震災の発生から10年を迎えます。環境省はこれまで、安心して生活できる環境を取り戻す環境再生の取組を進めてまいりました。平成30年3月までに、帰還困難区域を除く8県100市町村すべての面的除染を完了し、また除染に伴い発生した福島県内の除去土壌等は、現在、輸送対象物量の約6割を中間貯蔵施設へ搬入し終え、仮置場の約6割が解消されました。引き続き、中間貯蔵施設の整備や除去土壌等の輸送、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等を安全かつ着実に進めてまいります。

こうした環境再生の取組だけでなく、地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組も推進します。今年8月に福島県と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協定」の下、環境省の本来の得意分野である脱炭素・資源循環・自然共生といった環境施策の面から、被災地の復興に貢献していきます。

東日本大震災からの復興は、これまでも、そしてこれからも環境省にとって最重要の課題です。

今後とも全力を尽くしてまいります。

産業廃棄物処理業は、事業活動に伴って生じた産業廃棄物を資源に再生又は熱回収するとともに、再生・熱回収できない廃棄物を環境上適正に処分をするなど、我が国の社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環型社会の構築を進める上で極めて重要となっています。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の普及や電子マニフェストの普及拡大を図るとともに、産業廃棄物処理業における担い手の確保やAI・IoT等の技術革新を踏まえ、更なる産業廃棄物処理業の振興策の検討等を行います。また、廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、不法投棄・不適正処理の支障除去等を着実に進めるなど、産業廃棄物分野において推進していくべき課題は多くあると認識しています。

PCB廃棄物については、平成31年3月をもって北九州事業所エリア(中国・四国・九州・沖縄)の変圧器・コンデンサー等の計画的処理が完了しました。他の事業所エリア等においても、処理期限までの処分が確実かつ安全に達成されるよう、引き続き努めてまいります。

また、プラスチックの資源循環については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、昨年5月に3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。今年5月には経済産業省との合同審議会を新たに立ち上げ、戦略に基づく具体的な施策の検討を進めております。また、今年7月から始まったレジ袋有料化をキックオフとし、真の循環型社会の実現に向けたライフスタイルの変革を進めてまいります。プラスチックを徹底的に回収し、国内で何度も循環利用するため、産業廃棄物処理業への期待も大きく高まっています。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団におかれましては、産業廃棄物処理業者に向けた適正処理に係る啓発・広報活動や研修の実施、事業者への情報提供、施設整備支援等の幅広い業務を通じ、全国の産業廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。引き続き、産業廃棄物処理事業振興財団及び関係者の皆様のより一層の発展を期待しております。



産業廃棄物処理業経営塾OB会 会長就任挨拶と今後の抱負



産業廃棄物処理業経営塾OB会
会長

岩楯 保

この度、高山前会長の後を受け、産業廃棄物処理業経営塾OB会5代目会長を仰せつかりました経営塾第7期卒塾の株式会社市川環境エンジニアリングの岩楯です。

経営塾OB会は、設立して12年が経過し、会員企業数が215社、会員数が374名と歴代会長方の運営ご努力により大きな組織に成長いたしました。その後を受け継ぎますことはまさに身の引き締まる思いでございます。微力ではありますが、OB会員並びに関係団体の皆様のご支援ご協力を仰ぎながら会の運営を執り行っていく所存でございますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

経営塾OB会の主な活動は「定時総会」、全国の廃棄物処理施設や異業種の先進的な取組を視察する「施設見学勉強会」、全国のOB会員を4ブロックに分け相互交流を図るとともに、毎年テーマを決め、年に4~5回討論を行う「地域別ワークショップ活動」、ワークショップ活動で議論した内容を行政・排出事業者を迎えて発表する「成果発表会並びに賀詞交歓会」を例年行っています。

今年度は、コロナウイルスの感染拡大影響により、当初は活動が行えない状況でした。それを打開してくれたのが、リモートによる運営会議です。最初は幹事会で映像が映らない、音声がかええない等のトラブルもございましたが、総務部会が中

心になり運用改善が行われ、第3回の幹事会からはスムーズに開催されました。ワークショップ活動も遅れておりましたが、9月以降にリモートにより開催されることになりました。また、11月には熊本の災害廃棄物処理施設、北海道の産業廃棄物処理施設と全国の会員をリモートでつないで施設見学勉強会を全国縦断して行います。その際は各処理施設とオンタイムでつなぎ見学を予定しています。この見学会が問題なくできれば、排出事業者見学にも活用できると期待しています。リモート活用は初期段階ではありますが、今後の経営塾OB会活動に大きな役割を果たすことになり、講演会や勉強会にも全国374名の会員がどなたでも参加していただけるようになると期待しております。

経営塾OB会長として、当初の目的である、経営塾で培った知見・見識を生かし親睦を深めつつ経営能力の更なる研鑽と向上を図り、会員の皆様と共に社会のニーズに対応していきながら循環型社会の構築に携わり、産業廃棄物処理業の発展に寄与していきたいと思っております。

最後になりますが、産業廃棄物処理事業振興財団の加藤理事長をはじめ役員・職員の皆様方には日頃より経営塾OB会活動に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。今後ともご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ポスト・コロナの循環型社会に向けて



日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長

長谷川 雅巳

はじめに

本年4月に経団連環境エネルギー本部長に就任いたしました。コロナ禍の下で半年が過ぎましたが、この間、これまで当たり前のように享受していた自由や豊かさが制約され、ライフスタイルや働き方の見直しを余儀なくされました。今後、環境問題への取組みについても、ポスト・コロナの経済社会の姿を念頭に対応していく必要があると考えております。

基幹的社会インフラ継続への謝辞

環境省は、すでに「第四次循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況の点検のなかで、廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応を新たに組み入れ、廃棄物処理を「いつ何時も欠かさざる基幹的社会インフラ」と位置づけています。経済界にとっても、事業活動を行ううえで、廃棄物の適正処理の徹底は大前提となります。

その意味で、本年早々の初動対応期での感染拡大防止の周知から、4月の緊急事態宣言下における廃棄物処理の継続のための迅速かつ的確な対応に尽力された関係各位、なにより、滞ることなく廃棄物処理事業を行われた優良処理事業者の皆様、心より敬意を表します。

循環型社会形成自主行動計画に真摯に取り組む

コロナ対応のなかで、焼却せざるを得ない廃棄物の存在も再認識されるなか、経団連といたしましては、循環型社会の形成推進に一層貢献していくべく決意を新たにしているところです。その際、やはり中心となるのは、45業種の参加を得て実施してい

る「循環型社会形成自主行動計画」です。

本年度は、2015年度に策定した「取組方針」の最終年度であることから、主要6業種(鉄、電力、鉱業、化学、建設、製紙)を中心として、2021年度以降の自主行動計画のあり方等について検討を行い、2021年度以降も循環型社会形成自主行動計画を継続することを決定いたしました。

経済界全体として数値目標を掲げている「産業廃棄物最終処分量の削減目標」については、現行の削減目標である「2000年度実績比70%程度削減」の引き上げについて検討を行っているところです。防災・減災やインフラ老朽化への対策などによる建築工事の増加、中国をはじめとする諸外国の廃棄物輸入規制の強化による影響などの増加要因が想定されるなかではありますが、循環型社会の形成に一層貢献できるような目標を設定したいと考えております。

ポスト・コロナの循環型社会形成推進

ポスト・コロナの経済社会は、より持続可能でレジリエントなものへと再設計され、環境と成長の好循環を創出することが求められます。経済界としては、引き続き循環型社会形成自主行動計画を中心に、プラスチック資源循環など新たな課題への対応にも努めながら、優良な処理事業者の皆様方とともに、ポスト・コロナの循環型社会形成推進を目指してまいります。

産業廃棄物処理事業振興財団の関係者の皆様方には、引き続きのご指導を賜りたく、よろしく願いいたします。

第71回産廃懇話会を開催

本年7月に廃棄物規制課長に着任した環境省の神谷洋一課長並びに本年4月に環境エネルギー本部長に就任した経団連の長谷川雅巳本部長の二人を招いて10月1日、第71回産廃懇話会を開催した。

■神谷課長の講演

神谷課長は「循環型社会形成にどう取り組むか」をテーマに30分余りにわたり講演を行った。



環境省 神谷課長

冒頭、「本日は排出事業者と直接話し合える貴重な機会であり、お互いの理解を深めたい」との話があったあと、以下の6つのテーマについて、神谷課長の問題意識を交えつつ、環境省の政策について説明を行った。

- (1) 排出事業者責任について
- (2) 廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応
- (3) バーゼル条約附属書改正と廃プラスチック適正処理
- (4) 不法投棄・不適正処理の現状
- (5) 適正処理・再生利用に向けた取り組み (PCB、建設汚泥)
- (6) 産廃処理業者に係る取り組み

■長谷川本部長の講演

長谷川本部長は「循環型社会形成への取り組み」について30分の講演を行った。講演の冒頭、経団連が政府とともに取り組んでいるSociety 5.0

for SDGsについて、経団連が制作した動画を紹介しつつ、幅広い視野から説明を行った。

長谷川本部長の講演の具体的なテーマは以下の通り。

- (1) Society 5.0 for SDGs と環境統合型経営
- (2) 循環型社会形成自主行動計画
- (3) プラスチック資源循環
- (4) サーキュラー・エコノミー ファイナンス研究会
- (5) 低濃度PCBに関する取組み
- (6) 不法投棄等に関する支障除去基金



経団連 長谷川本部長

二人の講演のあと、参加者との間で意見交換が行われた。低濃度PCBの処理費用、低炭素社会と脱炭素社会の使い分けなどが議論された。

当日はオンラインでの参加者を含め、およそ30名が会議に参加した。

産廃懇話会は年度内にあと2回前後、開催される予定。



会場風景

優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」に係る基準に基づく 適合証明サービスのお知らせ

産廃情報ネットでは、優良産廃処理業者認定制度の認定取得・更新に向けて、処理業者の皆様が「事業の透明性」に係る基準（以下、「基準」と言う。）に基づく公表事項の登録・公開を行うことができるウェブサイト「さんぱいくん」を提供しております。また、「さんぱいくん」を利用して公表された情報について、過去の公表内容や更新履歴を閲覧・印刷できる履歴証明サービス（有償）を提供しております。

このたび、令和2年2月25日の廃棄物処理法施行規則改正における「環境大臣が指定する者（第九条の二第4項、第十条の四第3項）」に弊財団が指定されたことを受けて、基準への適合の確認・通

知並びに適合することを証する書類（適合証明書）の作成・発行を行う業務（以下、「適合証明サービス」と言う。）を本年10月より開始しましたので、ご案内いたします。

■適合証明サービスについて

適合証明サービスは、基準に基づく公表事項について「さんぱいくん」上で登録・公開している処理業者の皆様を対象といたします。有償でのご提供となりますが、そのご利用は任意のものです。以下に、ご提供サービスの内容・利用料金等をお示しいたします。

表 産廃情報ネットご提供サービスの内容・利用料金

サービス	サービス内容	利用料金（税込）
1)さんぱいくん利用 （既存）	・ 自社情報の登録、更新、公表	無償
2)履歴証明 （既存）	・ 公表情報の更新履歴の閲覧、印刷 ・ 過去の日付の公表情報の閲覧、印刷	1ユーザあたり 年間1万円
3)適合証明 【New!!】	①基準適合確認・通知 ・ 公表情報の未登録箇所、システムによる自動チェック（自社情報の登録画面上にメッセージ表示） ・ 公表情報のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来について、システムによる自動チェック（自社情報の登録画面上にメッセージ表示） ・ 情報更新の都度、システム及び目視により基準適合性を財団が確認した結果、修正等が必要な場合、メール通知	1ユーザあたり 年間3万円
	②適合証明書発行 ・ 適合証明書の発行申し込みに応じてメール送信（①基準適合確認・通知の利用が前提）	許可1件につき 3千円

注) 1)～3)いずれも利用は任意だが、2)は1)の利用、3)は1)・2)の利用が前提。

従前どおり、情報公開状況一覧及び関連する情報更新日の画面を印刷したもの等を自治体に提出することも可能（本サービスとは別のもの）。

適合証明サービスは、基準適合確認・通知、適合証明書発行の2段階からなり、それぞれ以下のとおりです。

①基準適合確認・通知

処理業者の皆様が情報更新を行った都度、弊財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメールにて通知いたします。このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行っていただくことで、基準に適合した情報公表を継続することができます。

併せて、「さんぱいくん」上の公表情報を編集する画面上で、未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供いたします。これにより、未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握することができ、特に「1年に1回以上」の更新頻度の項目について、情報更新を失念することを未然に防ぐことができます。

②適合証明書発行

公表情報が基準に適合することを証明する書類（適合証明書、イメージ図参照）を作成・発行いたします（許可証単位）。

これまで、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するために、公表情報の公開開始日や情報更新日の公表ページ、更新状況一覧など多くの書類を許可自治体に提出していたものが、この適合証明書のみを提出すれば済むようになり、大幅に負担を軽減できるようになります。なお、適合証明書発行は、公表情報の基準適合性の確認

結果をもとに発行するため、基準適合確認・通知（表の①）を利用していることが前提となります。

処理業者の皆様におかれましては、このサービスをご利用いただくことで、基準に適合した内容と更新頻度で情報公表を継続でき、また、優良認定の申請に際して許可自治体に提出する書類を「適合証明書」のみに大幅に簡略化されることが見込まれますので、優良認定申請の事務軽減にお役立ただければ幸いです。

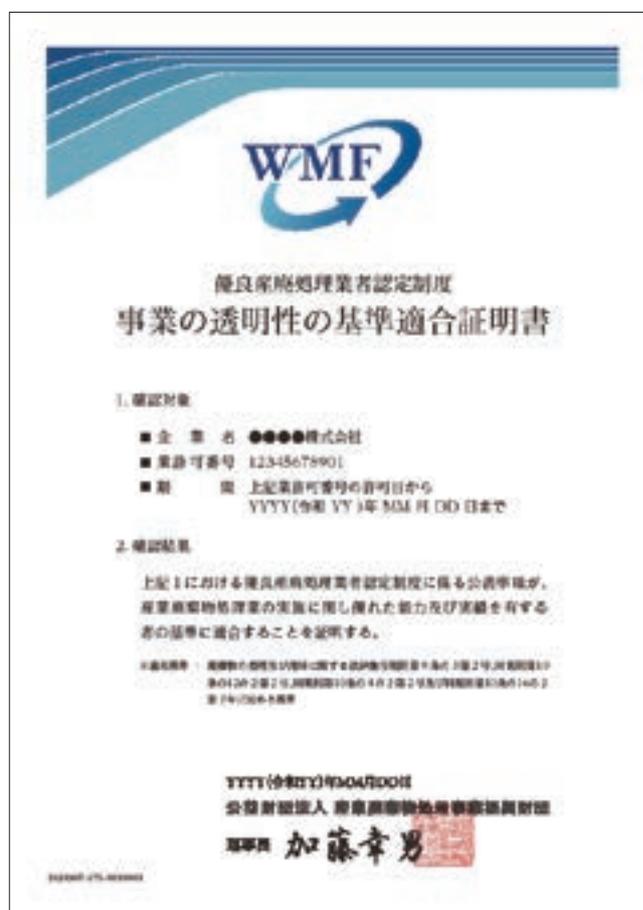


図 「適合証明書」のイメージ

■問合せ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 企画部 優良化事業推進チーム

電話：03-4355-0160(産廃情報ネット専用) メール：kaiji@sanpainet.or.jp

調査研究

「産業廃棄物安定型最終処分場の試験・設計方法に関するマニュアル(案)」について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 資源循環推進部 山脇 敦

産業廃棄物安定型最終処分場の設計要領等については整備されていない状況にあることから、2017～2019年度に環境省の環境研究総合推進費による支援を受けて、試験・設計方法に関する研究(研究課題番号3-1707、代表研究者；勝見武京都大学教授)を行い、今般、マニュアル(案)をとりまとめました。マニュアル(案)は、安定型処分場の特性をふまえた合理的な試験・設計を行えるようにしたものであり、その概要を紹介致します。

1. 研究メンバー

勝見武(京都大学)、大嶺聖(長崎大学)、土居洋一(最終処分場技術システム研究協会)、坂口伸也(前田建設工業株式会社)、山脇敦(産業廃棄物処理事業振興財団)

2. マニュアル(案)の記載事項と適用範囲

「産業廃棄物安定型最終処分場の試験・設計方

法に関するマニュアル(案)」には、安定型処分場での地盤強度を評価する際の試験方法と、安定型処分場を増設あるいは新設する際の基本的な設計方法を提示しています。

近年、中国の廃プラスチック輸入規制等を受け、多くの安定型処分場で廃プラスチックの埋立量が増加しています。廃プラスチックが混入した廃棄物地盤では力学特性や降雨の排水特性が、焼却灰や燃え殻等を主体に埋め立てる一般廃棄物最終処分場とは異なります。このため、本マニュアル(案)は、プラスチック等が混入する安定型処分場を主な対象とし、一般廃棄物の最終処分場を対象とした既存の技術要領(「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領、全国都市清掃会議」等)に示されていない安定型処分場の特性をふまえた強度試験方法、土えん堤や埋立勾配の設定方法と関連する留意事項を主に記載しています(図1)。

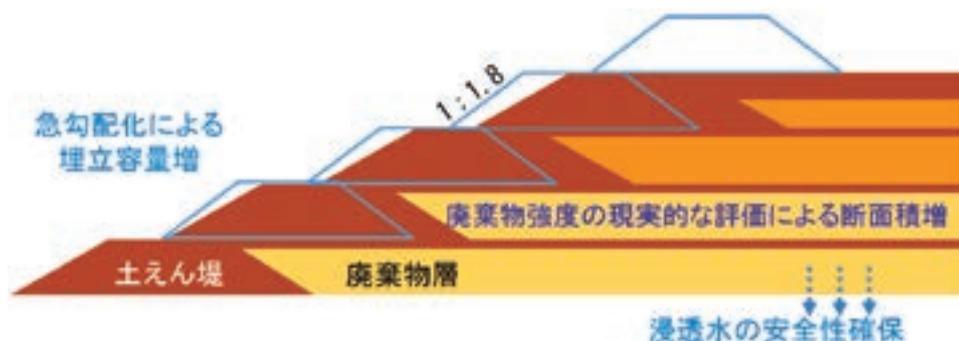


図1 安定型処分場断面とマニュアル(案)の目的・効果

3. マニュアル(案)の主な記載事項

(1)安定型処分場の地盤分類と力学特性の目安

これまでの安定型処分場での強度試験(10処分場の埋立年数等の異なる26箇所)の結果から、地盤分類と力学強度値の目安を表1のとおりに示しています。

(2)強度試験法

概ね10cm超のプラスチック等が混入する処分

場の設計等のために地盤強度評価を行うにあたっては、個々の廃棄物サイズが大きいことや、廃棄物を乱さない状態での採取が容易でないことから、既往の室内土質試験法での評価は難しいと言えます。このため、安定型処分場の調査・試験法として表2のものを提示しています。

表1 安定型処分場の地盤分類と力学強度値の目安

地盤分類	受け入れ廃棄物種類	力学特性	力学評価方法	
			評価方法	力学定数の試験値
①概ね10cm超のプラスチック等の繊維状物等を多く含む地盤	廃プラスチックを受け入れている処分場	空隙が多く地盤が柔らかい(キャスポルIa値、粘着力が小)。半面、繊維状物等による引張抵抗を有し粘り強く弾性的(resilient)な強度特性を有する。	廃棄物のサイズが大きく、既往の土質試験法の適用は難しい。大型の一面せん断試験や概略評価手法である安息角試験、キャスポル等での評価が必要。引張抵抗の詳細把握には引張試験が必要。	内部摩擦角(ϕ) 23°~59° (平均38°) 粘着力(c) 2~24kN/m ² (平均13kN/m ²) 停止安息角 32°~44° (平均39°)
②概ね10cm超のプラスチック等をほとんど含まない地盤	がれき類やガラス・陶磁器を主に受け入れている処分場で、廃プラスチックは基本的に受け入っていない処分場	力学特性は土地盤に近く、①地盤に比べ比重が重く、固い地盤(粘着力大)が形成される。	基本的に既往の土質工学手法で評価可能	

表2 安定型処分場の設計等のために必要になる主な調査・試験と留意事項等

分類	想定される調査・試験	留意事項
共通事項 (現場調査・試験)	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング調査 地下水調査 	<ul style="list-style-type: none"> ボーリング調査や地下水調査は、斜面の安定性に大きな影響を与える処分場内部の残留水位の有無を知るために重要である。 1)~3)に示す現場試験は廃棄物層表層での試験になるため、ボーリング調査により、表層より下層で密度が高いことを知ることは、表層での試験が安全側の評価になることを確認できる。
1)せん断抵抗の評価	<ul style="list-style-type: none"> 現場一面せん断試験 	<ul style="list-style-type: none"> 処分場の埋立断面の設計のためには廃棄物層のせん断抵抗(粘着力、内部摩擦角による)を知る必要があり、廃棄物層を乱さずに試験できる現場での一面せん断試験の実施が望ましい。
2)斜面安定性の詳細評価	<ul style="list-style-type: none"> 引張試験 	<ul style="list-style-type: none"> 引張試験は引張抵抗の有無が斜面安定性評価への影響が大きいときに実施することでより実態的な評価が可能になる。
3)簡易試験法	<ul style="list-style-type: none"> 衝撃加速度試験 安息角試験 現場空隙率試験 	<ul style="list-style-type: none"> 衝撃加速度試験(キャスポル)は地盤の硬度を簡易的に調べるもので、粘着力との相関がある。一面せん断試験を補完するかたちで実施することで合理的な調査が可能になる。 安息角試験は安定勾配を調べるものであり、10cm超のプラスチックを含む地盤では内部摩擦角との相関がある。一面せん断試験を補完するかたちで実施することで合理的な調査が可能になる。 空隙率試験は地盤中に占める空隙の割合を調べるもので、地盤の締固め状況や将来の沈下発生を推測するために活用できる。

(3)設計方法

①貯留構造物

コンクリート擁壁の設計に際して考慮する土圧については、大型土槽による実験や振動台実験の結果から、プラスチック等が混入した廃棄物では、通常の土砂地盤ほどには土圧が壁面に作用しないことが確認されました。このため擁壁等の設計に際しては、日本道路協会：道路土工 擁壁工指針等による既往の算定方法で土圧を計算すれば、安全側の評価となることを示しています。

②土えん堤と埋立勾配、高さ

土えん堤を含めた埋立断面の勾配、高さの設計を行うためには、円弧すべり計算等の斜面安定解析を行う必要がありますが、これまでの現場試験や静的・動的安定解析の結果からは、土えん堤を含めた埋立勾配は1：1.8(約29度)で安全性が得られることを示しています。

③浸透水集排水施設

プラスチック等が混入する安定型処分場では、大きな空隙が形成されるため基本的に排水性は良いものの、プラスチック等の凹部等に水が長時間貯留されることや、長尺のプラスチックが鉛直方向の水の流れを阻害することから、迅速な排水を促すための集排水施設がBOD等の水質対策のために重要であることを示しています。

④合理的な埋立方法

現場試験により、埋立物に10cm超物の混入割合が多くなると、空隙率が高くなる結果が得られています。したがって、埋立量を増やす(埋立層の空隙を減らし密度を高める)ためには、埋立廃棄物のサイズを小さくする必要があると言えます。

このような現場試験等の結果から、埋立を高密度化し、適度な地盤の固さと十分な斜面安定性を

得るには、廃プラスチックのサイズを処分基準に示された15cm以下にするとともに、プラスチック等やがれき類、ガラス・陶磁器等の形状、サイズの異なる廃棄物を適度に混合(粒度分布の均等化)して埋め立てることが効果的であることを示しています。

⑤展開検査等による搬入管理上の留意点

長尺物の埋立が増えると空隙率が高まる傾向にあることに加え、大型カラム実験で長尺のプラスチック等がBOD等の浸透水質に悪影響を与え得ることを確認しています。こうしたことから、廃プラスチックの処分基準を満たさない15cm超のものを受け入れないことを徹底することが重要であることを示しています。

おわりに

多忙な中で現場試験を実施させて頂いた処分場管理者の方々、現場試験を担当して頂いた大洋基礎工業(株)の方々、動的安定解析等を担当して頂いた前田建設工業(株)の石黒健氏をはじめ、本研究にご協力を頂いた行政や識者の方々に深く感謝致します。

本マニュアル(案)は、近日中に当財団ホームページで公開する予定です。本マニュアル(案)が安定型処分場の合理的な試験・設計のために活用されることを願っております。

問合せ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
資源循環推進部 山脇敦

電話：03-4355-0155

Eメール：yamawaki@sanpainet.or.jp

日常業務で起こり得るリスク

“生きた実例”にこそ回避のヒントがある!!



事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む! 日常的リスクの 回避術

芝田 麻里 [監修] **産業廃棄物処理業経営塾OB会** [編]

芝田総合法律事務所 代表弁護士

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が事務局となって全国の経営者層等を主な対象として開講される「産業廃棄物処理業経営塾」の卒業生による自主設立団体。

A5判・212頁 定価：本体2,200円＋税

特色 1 全国の廃棄物処理業者から集めた「コミュニケーションエラー」に起因するリスク事例を収録! ▶「生きた実例」で問題の所在、リスク回避のポイントがわかる!

事例3-① 「はい」と「はいゆ」～排出事業者と処理業者間のコミュニケーションエラー～

事例

ある日の朝アが、
中央倉庫を営むB社の営業担当Aは、以前より産業廃棄物の受け入れを行っているB社の担当Yからの電話を受けた。

排出事業者Y「あのへ、「はい」の処理をお願いしたいのですがー」
処理業者X「はい、わかりました。いつものですねー」
排出事業者Y「はい」
処理業者X「はい、どのくらいありますか?」
排出事業者Y「ドラム缶で、1本分です」
処理業者X「わかりました。では、配達いたします」

処理業者営業担当のAは、早速ドライバーを手配し、P社に向かおうとした。ドライバー「こんにちは、いつもの「はいゆ」を運りに来ましたー」
排出事業者Y「はいー」ご挨拶さまでーす」
ドライバー「お早様ですとドラム缶を運搬するとーそこにあったのはいつもの「廃棄物」ではなくー

ドライバー「あのへ、これはもしかして「灰」じゃないですか?」
排出事業者Y「はい」
ドライバー「はい!あかりまーいーいやいやいや、運りますようちもこのエリアでは「灰」の許可を得てないから運搬できません!第一契約書にも入ってないじゃないですか!」
排出事業者Y「ーはい?」

ドライバーは慌てて排出事業者Yに、「はいゆ」はOKだけど「はい」はダメ

取らない灰を誤投し、ようやく到着して戻された。しかし、運搬中の事故をしたAへの怒りは収まらない。

【Aのセリ、なんでもハイハイ引き受けやがってー】
ドライバーは黙った顔で、運んだ灰を運いた。

(何が問題か?)

- ・廃棄物の受け入れ時に「いつものー」は慣習! 慣習の場面の時点で必ず受け入れ拒否の判断を排出事業者に要することが重要。
- ・排出事業者の知識不足もことから、確認不足により処理業者がミスリードしてしまうおそれがある。

(関係への影響)

- ・受け入れ拒否を依頼したまま許可範囲外の産業廃棄物を運搬してしまうリスクがある。実際に運搬してしまった場合は廃棄物の処理違反(廃棄物処理法違反)となる可能性がある。
- ・廃棄物処理違反として罰金以上の罰が科された場合には、処理業者が対応できない事態のケースとなる。

解説

■「いつもの○○」は要注意
「あのへ」「いつものー」→と聞いておくことで済ませようとする事例はありますが、一部廃棄物は輸送コストが非常に高く持ち上げられてしまうことになりかねないので、注意が必要です。

ある程度の慣習の中のある会社で、しかし受け入れ拒否が頻発しているようなケースでは、受け入れ拒否の理由を「またいつものアレねー」といった具合で、チェックが甘くなってしまうことは無いにありません。

しかし、きちんとチェックしなかったために契約書以外のものも、許可範囲に含まれていないものも運搬してしまうようなことにもなりかねません。とく

最新の廃棄物処理
実務の動向もわかる!

リスク回避のポイント

④ リスク回避のためのチェックリスト

- 事前に排出事業者に対し製品名等の説明を行っているか。
- 燃焼、解体工事の場合は燃焼調整を行っているか。
- とくに、燃焼・研究費・工場関係などは十分な確認を行っているか。
- 運入された廃棄物について最終検査を行っているか。
- 違法品廃棄物に排出事業者への連絡から運送までのフローが決められているか。

⑤ 今後の課題・留意

- 排出業者が輸入された場合、排出事業者のどのポジションの人に連絡するのがルールとしておく。連絡は時間を空けずに速やかに行う。必要に応じて排出事業者に対して原因及び今後の対応について書面で報告を求めらる。
- 契約書更新時で確認の上、委託契約書に「排出業者輸入物の処理」について記入も行う。
- 契約書であるこの事例を知りたてて作成する。
- 契約書(今回のフロー) 専用の回収票を提案する。
- 上記の対策をした上で事故対応を行い、他業種がいない確認する事が重要。

廃棄物処理実務の主要プレイヤーである処理業者が、異物混入や火災、漏えい事故等業務の中で起こり得る様々なリスク事例から代表的なテーマを集約。問題の所在や法令違反や事故のリスクを回避するためのポイントについて解説を加えた実務ベースの事例集です。

CONTENTS

●まえがき

●監修にあたって

■CASE1：異物混入のリスク

- 事例1-① 毒劇物の混入！
- 事例1-② 注射器の混入！
- 事例1-③ 大型金属の混入による破砕機の故障！
- 事例1-④ 続々と…～異物の混入～

■CASE2：処理価格をめぐるリスク

- 事例2-① 情報不足によるトラブル
- 事例2-② 有価物と産業廃棄物が発生する現場にて～有価物の買取価格と処理費用の相殺！？～

■CASE3：廃棄物区分の誤認によるリスク

- 事例3-① 「はい」と「はいゆ」～排出事業者と処理業者間のコミュニケーションエラー～
- 事例3-② 連絡不徹底による廃棄物内容誤認～社内におけるコミュニケーションエラー～
- 事例3-③ 運送業界から排出される食品系廃棄物の品目判断

■CASE4：火災・事故発生のリスク

- 事例4-① 化学反応による火事発
- 事例4-② 建設廃棄物の中にライター！？
- 事例4-③ オフィスごみから発火！？

■CASE5：排出者の知識不足によるリスク

- 事例5-① スプレー缶からの塗料飛散
- 事例5-② 運搬車両の過積載
- 事例5-③ 発注者の指示で不法投棄！？

自治体別における県外産業廃棄物の流入規制の状況 (事例集編制時)

自治体名	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)	有害物混入規制(注4)			有害物混入規制(注5)		
				有害物混入	有害物混入	有害物混入	有害物混入	有害物混入	有害物混入
北海道	○			○	○	○	○	○	○
青森県	○			○	○	○	○	○	○
岩手県	○			○	○	○	○	○	○
宮城県	○			○	○	○	○	○	○
秋田県	○			○	○	○	○	○	○
山形県	○			○	○	○	○	○	○
福島県	○			○	○	○	○	○	○
茨城県	○			○	○	○	○	○	○
栃木県	○			○	○	○	○	○	○
群馬県	○			○	○	○	○	○	○
埼玉県	○			○	○	○	○	○	○
千葉県	○			○	○	○	○	○	○
東京都	○			○	○	○	○	○	○
神奈川県	○			○	○	○	○	○	○
新潟県	○			○	○	○	○	○	○
富山県	○			○	○	○	○	○	○
石川県	○			○	○	○	○	○	○
福井県	○			○	○	○	○	○	○
山梨県	○			○	○	○	○	○	○
長野県	○			○	○	○	○	○	○
岐阜県	○			○	○	○	○	○	○
静岡県	○			○	○	○	○	○	○
愛知県	○			○	○	○	○	○	○
岐阜県	○			○	○	○	○	○	○
愛知県	○			○	○	○	○	○	○
三重県	○			○	○	○	○	○	○
滋賀県	○			○	○	○	○	○	○
京都府	○			○	○	○	○	○	○
大阪府	○			○	○	○	○	○	○
兵庫県	○			○	○	○	○	○	○
奈良県	○			○	○	○	○	○	○
和歌山県	○			○	○	○	○	○	○
徳島県	○			○	○	○	○	○	○
香川県	○			○	○	○	○	○	○
愛媛県	○			○	○	○	○	○	○
高知県	○			○	○	○	○	○	○
福岡県	○			○	○	○	○	○	○
佐賀県	○			○	○	○	○	○	○
長門県	○			○	○	○	○	○	○
熊本県	○			○	○	○	○	○	○
大分県	○			○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○			○	○	○	○	○	○
沖縄県	○			○	○	○	○	○	○

自治体別県外廃棄物の流入規制状況

自治体名	規制内容(注1)	規制内容(注2)	備考
北海道	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
青森県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
岩手県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
宮城県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
秋田県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
山形県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
福島県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
茨城県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
栃木県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
群馬県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
埼玉県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
千葉県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
東京都	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
神奈川県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
新潟県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
富山県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
石川県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
福井県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
山梨県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
長野県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
岐阜県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
静岡県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
愛知県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
岐阜県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
愛知県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
三重県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
滋賀県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
京都府	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
大阪府	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
兵庫県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
奈良県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
和歌山県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
徳島県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
香川県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
愛媛県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
高知県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
福岡県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
佐賀県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
長門県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
熊本県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
大分県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
鹿児島県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)
沖縄県	有害物混入規制(注1)	有害物混入規制(注2)	有害物混入規制(注3)



特色 2

廃棄物処理実務にすぐに役立つオリジナル資料を収録！自治体ごとの運用の違いがひと目でわかる！

<資料編> 全国各地で実地調査！ 県外産業廃棄物の流入規制の状況

- あとがき
- 産業廃棄物処理業経営塾OB会の紹介
- キーワード索引

詳細・お申し込みはコチラ →

第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

経営塾 OB会

企業

紹介

(株)こっこー

代表取締役 経営塾第16期生
榎岡 達也

企業名 株式会社こっこー

所在地 本社：広島県呉市広多賀谷1丁目9番30号
その他中四国を中心に21拠点を展開

代表者 代表取締役 榎岡達也

創業 昭和26年3月

設立 昭和26年6月

資本金 9,900万円

■企業紹介

当社は1951年（昭和26年）にスクラップの回収・販売など「鉄」を主体とした事業で広島県呉市にて創業しました。その後、時代の移り変わりと共に変化する地域のニーズに幅広く対応するため、中国・四国地区を基盤に「鉄」に関する事業の多角化・拡充を図ってきました。

そして創業60周年となる2011年には、これまで以上に地域から必要とされる企業を目指し「再生(再び生かす)」をキーワードに、企業理念を『人に心地よい環境をつくり (COMFORTABLE)、

資源を持続的に活かし (CYCLE)、地域と共に成長する (COMMUNITY)、総合リサイクル活性化企業です』に再構築し、この企業理念の頭文字をとり、社名を「株式会社こっこー (COCCO)」に改称しました。現在はスクラップ・産業廃棄物の収集運搬から適正処理までを行う「資源循環事業」、鉄に関する加工・販売および建材販売・建築工事を行う「生活環境事業」、大手製鉄会社の構内作業を行う「製鉄事業」の3事業を柱とした事業展開を行っています。



本社社屋と工場



広島加工センター



ガラス再生プラント



呉市災害処理現場

■リサイクルに関する主な事業内容

資源循環事業部では、呉市および東広島市に2つのリサイクルセンターを有し、鉄スクラップや古紙の回収・販売のほか、産業廃棄物のリサイクル並びに適正処理を通じて、限りある資源の再資源化、循環型社会の実現に努めています。

2010年広島加工センター（東広島市）に建設したガラス再資源化プラントでは、ガラスびんのリサイクルを推進しガラスから全く新しい製品（多孔質軽量発泡資材）へ再生し、土木・農業・緑化・園芸・水質浄化・建築等の用途で販売するとともに新たな用途についても研究開発を行っています。

また近年では国際的に取扱いが非常に厳しくなっている水銀含有産業廃棄物（蛍光管・乾電池・血圧計・体温計・試薬等）の回収・適正処理・リサイクルを中国地区4県、四国地区2県にて推進し、取扱量も年々増加しています。

2018年7月の西日本豪雨災害で発生した呉市災害廃棄物約10万tの処理委託業務において、業務を完遂できたことは当社にとって大変大きな自

信となりました。この経験で当社自身も大きく成長し、企業理念の「地域と共に成長する」に則し、大きな意義があったことと感じています。今後も地域やお客様のご期待やご要望にしっかりと応え、「こっこの頼めば大丈夫」と評価して頂けるような、地域社会にとってなくてはならない企業を目指していきます。



再生の象徴である卵を形づくるようにCOCCOの文字を重ねたマークは、「あらゆるものを再び生かす」私たちの想いを重ねています。

ロゴおよびマークの青は、先進、知性、冷静、空、海 緑は、環境、再生、調和、森 赤は、協力、活力、積極性、火、太陽をそれぞれ表現しています。

三友プラントサービス(株)

営業部 経営塾第16期生
浦本 翔

企業名 三友プラントサービス株式会社

所在地 神奈川県相模原市緑区橋本台1-8-21

代表者 代表取締役 小松和史

創業 1948年(昭和23年)6月

資本金 5,000万円

■会社紹介

当社は、1948年(昭和23年)6月に設立しました。設立当初から現在の事業に携わっていたわけではなく、ガソリンスタンドの経営や建材の卸売りを行っていました。社名を三友プラントサービスとしたのは1963年(昭和38年)6月。現事業への転換期となりました。

それからは1974年(昭和49年)2月には現第二工場(処理施設、分析施設)完成、1975年(昭和50年)11月にグループ会社である早来工営(株)を設立。その後も現第一工場/横浜工場/川崎工場/大阪工場/千葉工場と事業を拡大していき、北海道早来町には安定型及び管理型最終処分場を1985年(昭和60年)8月に完成いたしました。

現在まで“環境と資源を守る”をモットーに事業を展開してきましたが、今後も環境保全活動の継続的な推進をすすめ、資源循環型社会形成の一翼を担っていきます。

■事業紹介(三友グループ)

1)産業廃棄物処理業

〈営業範囲〉

西は大阪から、北は北海道までの中間処理場(7事業場)と全国47都道府県の収集運搬体制により全国的な産業廃棄物を一貫して処理することができます。

〈主な取扱い実績〉

- ・特別管理産業廃棄物(特定有害を含む)の処理



三友プラントサービス(株)ネットワーク

- ・ 廃試薬の処理
- ・ 金属水銀の回収
- ・ 高濃度アンモニア水の回収
- ・ フロン類の破壊処理
- ・ PFOS廃棄物の処理
- ・ 特殊廃棄物(金属ナトリウム等)の処理
- ・ 機器(有害物付着)の洗浄
- ・ 多量廃棄物(特管含む)の保管と処理
- ・ 廃棄物セメントリサイクル

〈土壌汚染対策事業〉

三友グループは1990年から汚染土壌処理に取



三友プラントサービス(株)千葉工場



三友プラントサービス(株)川崎工場

り組んでおり、汚染土壌の調査から現地対策工事、さらに汚染土壌の搬出から処理処分まで、すべての対策業務を全国レベルで展開してきました。

〈固化・不溶化事業〉

三友グループの川崎地区の産業廃棄物処分業（中間処理）の許可は、2018年9月より三友プラントサービスに一本化し、さらに、固化・不溶化処理に「燃え殻、鉍さい、ばいじん」を追加しました。また、川崎物流センターの積替保管施設やプライベートバース、船舶輸送の組み合わせを活用し、幅広いご提案が可能です。

2)その他事業

〈省エネルギー事業〉

2016年（平成28年）1月にグループ会社を三友エンテック(株)に称号変更し、三友グループのテーマである“環境と資源を守ろう”をより多角的に実現するために、本格的に省エネルギー事業（照明のLED化/空調更新/新電力等）を開始しております。

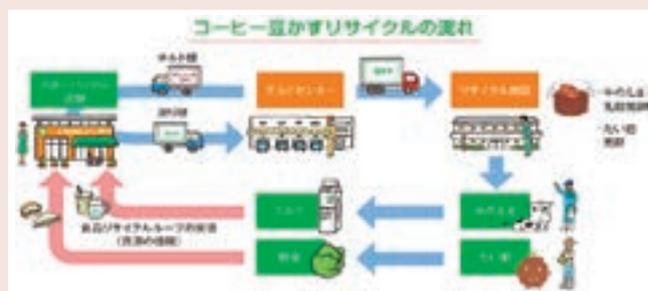
〈食品リサイクルループ〉

横浜工場では、2014年4月より関東と関西の一部食品関連事業者様より発生するコーヒー豆か

すを乳牛用の飼料にリサイクルを行っております。

この事業の流れは、2014年3月、関係三省（農林水産省/環境省/厚生労働省）による飼料化・肥料化2件の食品リサイクルループ認定を取得しました。コーヒー豆かすを飼料・肥料として再生利用する食品リサイクルループが認定されたのは国内で初めてです。

川崎工場内では、2015年度より国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業を実施しております。セルロース廃棄物より国産の第二世代バイオエタノールを製造します。また第二世代エタノール第二世代バイオジェット燃料を製造し、飛行機を飛行させることを目標とした夢のプロジェクトです。



コーヒー豆かすリサイクルフロー
〈CFEプロジェクト〉

※定例の産廃振興財団のうごき、役員名簿、講習会、図書紹介、産廃懇話会、産業廃棄物と環境を考える全国大会等は割愛しています。
※バックナンバーは全て、当財団WEBサイト(<http://www.sanpainet.or.jp>)でご覧いただけます(PDF形式)。

No.1 1993.11

- ◆発刊にあたって 太田文雄
- ◆産廃振興財団の活躍に期待する
藤原正弘・北山 宏
- ◆人間の知恵 地球との共生に思う 関本忠弘
- ◆廃棄物最小化への国際的動向 植田和弘
- ◆建設業界における廃棄物対策活動 豊田忠輝
- ◆「産業廃棄物処理モデル施設」について 滝川義明
- ◆財団設立からの業務展開
- ◆ことばの窓
- ◆産廃新技術開発・起業化事業募集のご案内



PICK UP! 創刊号からNo.4まで『産業廃棄物』として発行

No.2 1994.7

- ◆やっぱり散歩は面白い 平岩外四
- ◆産業廃棄物行政の動向 飯島 孝
- ◆自動車のリサイクル対策について (社)日本自動車工業会
- ◆「よの・りふれっしゅぱーく」の概要 佐野 正
- ◆産業廃棄物処分場の経済的評価に関する考え方
- ◆平成6年度事業計画
- ◆平成6年度産廃新技術開発・起業化事業の募集
- ◆産業廃棄物処理特定施設整備法運用上のQ&A
- ◆欧州産業廃棄物事情調査団の派遣について

No.3 1995.5

- ◆廃棄物と文明 平岡正勝
- ◆家電業界に於ける廃棄物対策について (財)家電製品協会
- ◆管理型最終処分場の増設工事について 奥田耕一郎
- ◆産廃用総合中間処理施設の建設に向けて 神内一樹
- ◆産業廃棄物の制度と実際-欧州・日本の最新事情-の出版について
- ◆債務保証業務について
- ◆「特定施設及び産廃物処理センター」の担当者会議の開催について

No.4 1996.6

- ◆自動車のリサイクルに思う 岩崎正視
- ◆電気事業における廃棄物対策について 電気事業連合会
- ◆欧州の産業廃棄物処理事情<制度と実態> 片山 徹

No.5 1996.10

- ◆「産廃振興財団ニュース」に改名、一新して発刊
理事長 太田文雄
- ◆廃棄物処理法の改正が必要 厚生省・生活審産
廃専門委が報告書
- ◆起業化助成の強化策を実施 助成案件の募集開始
- ◆PCB国際セミナー開催へ
- ◆債務保証業務シリーズ 多治見工業(株)恵那工場

PICK UP! 「債務保証業務シリーズ」スタート

**No.6 1997.2**

- ◆新春対談 21世紀の展望 坂本弘道厚生省水道環境部長 VS 太田文雄産廃振
興財団理事長
- ◆初の債務保証企業交流会開く-リサイクル事業の起業化と問題を探る-
- ◆成果をあげたPCB国際セミナー-21世紀を控えて問題解決へのアクション

- ◆第3回全国担当者会議開く
- ◆債務保証業務シリーズ 日本ケミテック川口工場

No.7 1997.4

- ◆寄稿 産業廃棄物処理の新たな展開を目指し
厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長 仁井正夫
- ◆PCB廃棄物の適正処理に思う 京都大学名誉教授 平岡正勝
- ◆第2回債務保証企業交流会開く
- ◆債務保証シリーズ (株)ヤマゼン最終処分場
- ◆新年度事業計画決定-第14回理事会-

No.8 1997.7

- ◆寄稿 PCB使用機器等の管理及び処理について
環境庁企画調整局環境保健部長 廣瀬 省
- ◆行政情報 廃棄物処理法の一部改正の概要 厚生省 産業廃棄物対策室
- ◆全国8つの廃棄物処理センターの状況
- ◆対象に(株)静岡資源-助成事業決定-
- ◆債務保証シリーズ (株)富士クリーンセンター

No.9 1997.11

- ◆寄稿 PCB処理の推進について 通商産業省環境地局環境指導課長 林 明夫
- ◆行政情報 廃棄物処理法に基づく政省令改正の概要 厚生省 産業廃棄物対策室
- ◆調査団報告 アメリカ・カナダにおけるPCB処理の状況について
技術部長 泉澤秀一
- ◆財団会長に辻義文氏就任
- ◆債務保証業務シリーズ (株)エコ計画

No.10 1997.12

- ◆特集号「財団5周年の歩み」
- ◆第1部 写真編 写真で見る財団5周年の歩み
- ◆第2部 お祝いの言葉/財団の設立から今日まで/関係者にさく/座談会「財
団設立5周年を迎えて」/5年の年譜/財団で債務保証・助成した企業の紹介
- ◆第3部 資料編

PICK UP! 財団5周年を振り返る特集号

**No.11 1998.2**

- ◆寄稿 産業界から財団に望む (社)経済団体連合会・廃棄物部会長 庄子幹雄
- ◆行政情報 廃棄物処理法に基づく政令改正の概要
- ◆PCB処理基準の見直しとこれからの課題
(財)産業廃棄物処理事業振興財団・常務理事 片山 徹
- ◆第4回全国担当者会議開く
- ◆財団設立5周年記念の集い
- ◆債務保証業務シリーズ ひめゆり総業

No.12 1998.5

- ◆寄稿 財団にのぞむ 千葉市環境局長 岩崎彦明
- ◆行政情報 廃棄物処理法に基づく省令改正の概要
- ◆公共関与による廃棄物最終処分場の建設に向けて
(財)山梨県環境整備事業団・総務課長 今村 均
- ◆平成10年度事業計画決定ー第21回理事会開催ー

No.13 1998.8

- ◆産業廃棄物適正処理推進センターの発足にあたって
(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長 太田文雄/厚生省水道環境部長 浜田康敬/(社)経済団体連合会参与 太田 元/(社)全国産業廃棄物連合会会長 國中賢吉/建設九団体副産物対策協議会会長 坂本健次
- ◆産業廃棄物適正処理推進センター指定までの経緯と概要
- ◆千葉県における不法投棄産業廃棄物の撤去事例の紹介と実務上の諸問題
千葉県環境部 鈴木重芳
- ◆行政情報 廃棄物処理法に基づく省令等の改正の概要
- ◆適正処理推進センターの指定申請を承認
- ◆日本エコロジー社に決定ー平成9年度助成事業ー

No.14 1998.12

- ◆適正処理運営協議会開く
産業廃棄物適正処理推進センター
- ◆特集 PCB処理の現状と対策
- ◆第5回全国担当者会議開く
- PICK UP!** PCBの大特集



No.15 1999.3

- ◆不適正保管代執行について 福島県
- ◆不法投棄対策基金の設置状況 全国調査結果
- ◆債務保証業務シリーズ 三重中央開発(株)

No.16 1999.6

- ◆「エコパークいずもざき」完成 新潟県
- ◆不法投棄産廃撤去の実態 現地調査レポート
- ◆第26回理事会開催

No.17 1999.9

- ◆適正な産廃処分場の建設に向けて 花嶋正孝
- ◆不法投棄原状回復事業 兵庫県篠山市
- ◆第2回適正処理運営協議会開く

No.18 1999.12

- ◆大盛会だったPCB講演会
- ◆ドイツの廃棄物政策 経団連廃棄物部会講演より
- ◆インタビュー 公共関与による産廃への取組み
(財)かながわ廃棄物処理事業団
- ◆第6回全国担当者会議開催
- ◆PCB講演会アンケート調査結果

No.19 2000.3

- ◆許可情報、経営情報インターネットで
- ◆原状回復制度適用案件報告 大阪府大東市
- ◆産業廃棄物の施設整備と不法投棄対策 第6回全国担当者会議より
- ◆PCB処理と地球環境保全PCB処理講演会より
- ◆PCB化学処理が始まる
- ◆インタビュー 産廃処理センター事業化への取組 (財)三重県環境保全事業団

No.20 2000.6

- ◆G8環境大臣会合と滋賀県の廃棄物行政について 國松善次
- ◆PCB処理講演会より 酒井伸一
- ◆独・蘭視察を終えて 太田文雄
- ◆債務保証業務シリーズ (有)あいざダストセンター

No.21 2000.10

- ◆財団に望む 庄子幹雄
- ◆廃棄物処理法等の改正と今後の展望 由田秀人
- ◆産業廃棄物処理業者情報検索システム
- ◆第6回及び第7回適正処理運営協議会開く
- ◆全国のPCB廃棄物の保管状況 厚生省
- ◆財団事務所が新橋に移転

No.22 2000.12

- ◆財団に望む 古市 徹
- ◆「産廃情報ネット」の概要
- ◆情報ネット運用開始おめでとう
- ◆PCB容器処理事情米国・カナダ視察結果概要 泉澤秀一
- ◆平成13年度の予算要求について 厚生省
- ◆第7回全国担当者会議開催
- PICK UP!** 「産廃情報ネット」運用開始

No.23 2001.3

- ◆特集 最終処分場建設をめぐる諸問題
- ◆産業廃棄物問題へのシステムアプローチ 第7回全国担当者会議より 古市 徹

No.24 2001.5

- ◆環境省における廃棄物・リサイクル行政について
環境省廃棄物・リサイクル対策部長 岡澤和好
- ◆平成13年度産廃予算の概要について 環境省
- ◆原状回復支援の現況 産廃振興財団
- ◆債務保証業務シリーズ (株)クリーンテック 飯坂クリーンサイト

No.25 2001.9

- ◆「地球の未来」のために産業界の果たす役割
(社)経済団体連合会副会長 大賀典雄
- ◆特集 産業廃棄物の不法投棄未然防止対策
- PICK UP!** 現在の書名「産廃振興財団NEWS」に



No.26 2001.12

- ◆講演 産業廃棄物問題と排出事業者責任
京都大学大学院教授 植田和弘
- ◆第8回全国担当者会議開催 産廃振興財団
- ◆債務保証業務シリーズ 大阪イベントナイト

No.27 2002.3

- ◆講演 産業廃棄物処理行政の方向
環境省 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長 由田秀人
- ◆環境事業団のPCB処理事業 環境事業団 環境保全・廃棄物事業部長 錦木儀郎
- ◆債務保証業務シリーズ (株)富士クリーン

No.28 2002.7

- ◆豪州産業廃棄物処理事情調査団報告 財団常務理事 木下正明
- ◆産業廃棄物処理業者の格付け手法に関する調査

No.29 2002.9

- ◆就任にあたって 環境省産業廃棄物課長 森谷 賢
- ◆講話 新しい環境政策の動向と環境税 千葉大学法経学部助教授 倉阪秀史
- ◆不法投棄未然防止対策検討委員会報告書(その2)
- ◆不法投棄現場見学会(埼玉県三芳町他)

No.30 2003.3

- ◆財団設立10周年
- ◆第1期経営研究会を開催
- ◆第9回全国担当者会議開催
- ◆講演 不法投棄問題を考える 京都大学大学院教授 植田和弘
- ◆債務保証業務シリーズ 番の州エコサービス(株)

No.31 2003.7

- ◆産廃特措法、改正廃掃法が成立
- ◆環境事業団の独立行政法人化とPCB処理特殊会社について
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐 松澤 裕
- ◆債務保証業務シリーズ 旭鉱石(株)

No.32 2003.10

- ◆就任のご挨拶 産廃振興財団専務理事 浜田康敬
- ◆産廃特別措置法基本計画策定
- ◆「産廃税在り方検討会」の中間的な論点整理について
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- ◆不法投棄防止対策検討委員会報告(その3)
- ◆債務保証業務シリーズ (株)フジコー白井事業所

No.33 2003.12

- ◆産業廃棄物処理事業優良化促進事業について
環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課課長補佐 小野 洋
- ◆第10回全国担当者会議開催
- ◆講演 不法投棄対策の今後の動向について 環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室長 橋詰博樹/香川県の廃棄物の現状について 香川県環境森林部廃棄物対策課長 西原義一

No.34 2004.4

- ◆廃棄物処理法の一部を改正する法律案について
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課
- ◆平成16年度産業廃棄物対策関係予算の概要 環境省産業廃棄物課
- ◆環境大臣が実施計画に同意 青森・岩手産廃不法投棄対策 環境省

No.35 2004.7

- ◆日本環境安全事業(株) 宮坂真也社長に聞く
- ◆情報公開のためのネットワーク構想を推進 全産廃連青年協議会会長 碩 孝光
- ◆産廃処理業優良化事業推進事業の進捗状況
- ◆平成15年度不適正処分等産廃物の残存量調査結果
- ◆欧州廃棄物処理施設視察報告

No.36 2004.10

- ◆産廃処理業優良化推進事業、評価制度と基準の案まとまる
- ◆PCB廃棄物の計画的な処理の推進について 環境省 日本環境安全事業(株)
- ◆硫酸ピッチの処理方法について(その1) 原状回復支援事業技術検討委員会報告書
- ◆第1期「産廃処理業経営塾」概要

PICK UP! 経営塾スタート

No.37 2005.1

- ◆財団の目的と活動 太田文雄財団理事長に聞く
- ◆廃棄物処理センター整備で意見交換 第11回全国担当者会議
- ◆平成17年度産業廃棄物対策関係予算(案)の概要
- ◆産廃処理業優良性評価制度の準備進む
- ◆第1期「産廃処理業経営塾」前半の状況報告

No.38 2005.4

- ◆不法投棄撲滅へ大きな一歩 南川秀樹環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く
- ◆処理業者の優良性評価制度スタート
- ◆不法投棄未然防止対策検討委員会(その4)
- ◆産廃特措法における住民対応(秋田県能代市)

No.39 2005.7

- ◆処理に向けて一致団結を 宮崎章低濃度PCB原因究明ワーキンググループ 主査に聞く
- ◆低濃度PCB汚染物対策の調査報告
- ◆処理業者の情報公開500社に

- ◆情報開示パイロット事業に参加して(株)浜田 浜田篤介代表取締役に関く
- ◆平成17年度第2期「産廃処理業経営塾」始まる

No.40 2005.10

- ◆産廃業者を優良化を更に促進して 由田秀人環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く
- ◆産廃処理の適正な流れを一層確実なものに
関荘一郎 環境省産業廃棄物課長
- ◆適正処理・不法投棄対策室長就任にあたり
坂川勉 環境省適正処理・不法投棄対策室長
- ◆「企業経営者のための廃棄物セミナー」を開催

No.41 2006.1

- ◆有機的に機能する活動を 太田文雄財団理事長に聞く
- ◆第12回全国担当者会議開催
- ◆平成18年度産業廃棄物対策予算(案)の概要 環境省産業廃棄物課
- ◆債務保証業務シリーズ ひめゆり総業(株)

No.42 2006.4

- ◆物の特性から廃棄物を考えることが必要だ
東京大学環境安全研究センター長、廃棄物学会会長 山本和夫
- ◆講演 産廃処理行政の目指すところ
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 由田秀人
- ◆不法投棄対策に係る原状回復事業報告会を開催 (社)日本経済団体連合会
- ◆3Rイニシアティブ会合開催される

No.43 2006.7

- ◆システムづくり・ものづくり 樋口成彬新理事長 就任挨拶
- ◆平成18年度第3期「産廃処理業経営塾」始まる!!
- ◆産廃処理業概論「私の提言」 太田文雄塾長開塾講義
- ◆産廃処理施設の最適設備計画
- ◆平成18年度産業廃棄物処理助成事業

No.44 2006.10

- ◆循環型社会実現のために産業廃棄物適正処理の推進を
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 木村祐二
- ◆廃棄物の適正処理と不法投棄対策推進のために
環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長 牧谷邦昭
- ◆持続可能な循環型社会の形成に向かって 財団専務理事 飯島 孝
- ◆石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法等の改正
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- ◆不法投棄未然防止対策検討委員会・その5

No.45 2007.1

- ◆産廃新時代に向けて 財団理事長 樋口成彬
- ◆第13回全国担当者会議開催
- ◆優良化推進事業
- ◆不法投棄回復支援事業の取組
- ◆PCB廃棄物の運搬、処理等の方法について
- ◆エコアラームネット(不法投棄等未然防止支援システム)
- ◆優良性評価制度検索機能パワーアップ

No.46 2007.4

- ◆循環型社会の形成に向けて
(社)日本経済団体連合会環境安全委員会 廃棄物・リサイクル部会長 吉川廣和
- ◆産廃処理業経営塾 第4期生募集始まる
- ◆平成18年度産業廃棄物処理助成事業決定
- ◆債務保証業務シリーズ 三山クリーン(株)

No.47 2007.7

- ◆循環型社会の構築を世界規模の視点で 岡山大学環境学研究科教授 田中 勝



◆世界に広げる3Rの環

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 紀村英俊

- ◆優良化推進事業<速報>アンケート結果
- ◆産業廃棄物処理業 経営塾OB研修会と第4期開始!!
- ◆債務保証業務シリーズ 大栄サービス(株)

PICK UP! 産廃処理業全業者の把握とアンケート実施

No.48 2007.10

◆産廃対策の制度改革と方向

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 由田秀人

- ◆解説 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
- ◆再生利用認定制度に係る施行規則一部改正へ
- ◆欠格要件をめぐる現状の問題と今後の動き
- ◆物品賃貸業に係る木くず等が産廃へ
- ◆循環型社会における産業界の役割[1]

日本経済団体連合会 産業第三本部 池田三知子

PICK UP! 「循環型社会における産業界の役割」スタート

No.49 2008.1

- ◆財団に求められる役割とは 興財団理事長 樋口成彬
- ◆総合環境ビジネスへの挑戦 財団顧問・経営塾塾長 太田文雄
- ◆第14回全国担当者会議開催
- ◆不法投棄の未然防止と課題
- ◆循環型社会に対応した廃棄物管理と計画
- ◆PCB廃棄物への取り組み
- ◆循環型社会における産業界の役割[2]

電気事業連合会立地環境部長 渡邊広志

No.50 2008.4

- ◆財団NEWS創刊50号(財団設立15年)を迎えて
財団専務理事 飯島 孝
- ◆産業廃棄物処理・リサイクルを支える財団に
(財)日本環境衛生センター理事長 小林康彦
- ◆循環型社会における産業界の役割[3]
日本ガス協会環境部長 加賀城俊正
- ◆3社への助成決定
- ◆優良化事業 アンケート調査結果
- ◆経営塾5期生募集

PICK UP! 創刊50号記念号



No.51 2008.8

- ◆低濃度PCB問題の解決に向けて 愛媛大学農学部資源学科教授 森田昌敏
- ◆G8サミット・環境大臣会合における3Rの国際的推進に向けた成果
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐 関谷毅史
- ◆特集 有害廃棄物の動向 微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会/低濃度PCB汚染物の焼却実証試験の実施状況/微量PCB混入廃電機器等収集・運搬ガイドラインの検討状況/微量PCBの測定方法に関する今後の方針について/PCBによる土壌汚染/アスベスト問題の動向
- ◆循環型社会における産業界の役割[4]
(社)日本建設業団体連合会常務理事 木本健二

No.52 2008.10

- ◆現場重視、原点に戻って付保投棄対策目標までもう一歩
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 谷津龍太郎
- ◆産業廃棄物課長就任にあたり 坂川 勉
- ◆これからの廃棄物の適正処理と不法投棄対策
環境省 不法投棄対策室長 荒木真一
- ◆循環型社会における産業界の役割[5] 石油連盟 技術環境安全部長 古志秀人

No.53 2009.1

- ◆廃棄物・リサイクル事業の新たな発展をめざして
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 谷津龍太郎

◆現場を大切にしつつ経営改革を 財団理事長 樋口成彬

- ◆第15回全国担当者会議開催
・不法投棄の未然防止と原状回復支援事業の取組
三重県 札幌市 奈良市 岐阜市
- ・産業廃棄物処理における温暖化対策について かながわ廃棄物処理事業団
- ・低濃度PCB汚染物への取組 愛媛県
- ◆循環型社会における産業界の役割[6]
(社)日本鉄鋼連盟 技術・環境本部長 三宅隆夫

No.54 2009.4

- ◆退任に当たって 財団顧問 太田文雄
- ◆循環型社会における産業界の役割[7]
日本鉱業協会環境保安部長兼技術部長 理事 田村泰夫
- ◆微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会の動き 中央環境審議会・リサイクル部会、微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会
- ◆助成事業2社への助成決定
- ◆経営塾第6期生募集

No.55 2009.8

- ◆産業廃棄物処理業経営塾長に就任して
鳥取環境大学サステイナビリティ研究所長 田中 勝
- ◆優良化推進事業 排出事業者向け新サービスがスタート
- ◆土壌汚染対策法改正と今後のうごき
元・環境省水・大気環境局土壌環境課土壌モニタリング係長 美保雄一
- ◆循環型社会における産業界の役割[8]
(社)日本電線工業会 事務局長兼調査部長 諏訪政市
- ◆債務保証業務シリーズ 成友興業(株)

No.56 2009.11

- ◆最終処分場のゆくえ 上智大学法学部教授 北村喜宣
- ◆廃棄物処理制度専門委員会での検討状況
- ◆金属資源とリサイクル
NPO法人RtoS研究会(東北大学大学院環境科学研究科)白鳥寿一
- ◆循環型社会における産業界の役割[9]
(社)セメント協会 生産・環境部門統括リーダー 細谷俊夫

No.57 2010.1

- ◆循環型社会をつくり、社会全体の資源効率性を高める 環境大臣 小沢鋭仁
- ◆産廃処理業から資源有効活用へ 財団理事長 樋口成彬
- ◆第16回全国担当者会議開催
- ◆特集 微量PCB汚染廃電機器等の処理に係る法改正等の概要
- ◆循環型社会における産業界の役割[10]
(社)日本化学工学協会 環境安全部兼広報部 部長 山口広美

No.58 2010.5

- ◆廃棄物処理法の改正
環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長補佐 高澤哲也
- ◆不法投棄対策のこれから 環境省 不法投棄対策室長 荒木真一
- ◆循環型社会における産業界の役割[11]
日本製紙連合会 技術環境部長 中川好明
- ◆債務保証業務シリーズ 環境開発(株)
- ◆ニュースレビュー 微量PCBを含む廃棄物の焼却実証試験の実施状況
- ◆絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル
- ◆第7回支障除去等基金懇談会
- ◆汚染土壌運搬実施者等への運搬基準や管理票の運用等
- ◆初めての石綿廃棄物の無害化処理に係る大臣認定

No.59 2010.7

- ◆廃棄物処理法改正と国会審議
- ◆汚染土壌に関するガイドラインと当財団の取組
- ◆循環型社会における産業界の役割[12] (社)日本電機連合会 環境部長 菅 邦弘
- ◆微量PCB汚染廃電機器等の無害化処理に係る初の大臣認定

No.60 2010.11

- ◆環境行政の重要な柱と認識 静脈産業メジャーの育成を
環境省廃棄物リサイクル対策部部長 伊藤哲夫
- ◆産業廃棄物課長就任にあたり 環境省 産業廃棄物課長 廣木雅史
- ◆適正処理・不法投棄対策室長に就任して
環境省 適正処理・不法投棄対策室長 吉田一博
- ◆改正廃棄物処理法・政省令(案)
- ◆循環型社会における産業界の役割[13]
(一社)日本自動車工業会 環境統括部統括部長 谷口 実

No.61 2011.1

- ◆優良な静脈産業業者の支援を 環境大臣 松本龍
- ◆変化の時代に対応したビジネスと次代の人材育成を図る 理事長 樋口成彬
- ◆第17回全国担当者会議開催
- ◆不法投棄等支障除去事業の取り組み
岩手県 横浜市(公財)自動車リサイクル促進センター
- ◆微量PCB廃棄物への取り組み エコシステム秋田(株)
- ◆優良な産廃処理業者に係る許可期間の特例制度
- ◆都道府県の産廃対策[1] 京都府

PICK UP! 「都道府県の産廃対策」スタート

No.62 2011.4

- ◆改正廃棄物処理法全面施行にあたり 環境省産業廃棄物課課長 廣木雅史
- ◆廃棄物処理法の改正の概要
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- ◆都道府県の産廃対策[2] 埼玉県

No.63 2011.8

- ◆災害廃棄物処理と被災地の復興に向けて
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 伊藤哲夫
- ◆都道府県の産廃対策[3] 三重県
- ◆債務保証業務シリーズ (株)北陸環境サービス
- ◆東日本大震災・災害廃棄物の適正処理に係る当財団の取り組み
- ◆経営塾第8期開塾
- ◆不法投棄等現場堆積廃棄物の斜面安定性評価に関する研究

PICK UP! 東日本大震災特集



No.64 2011.11

- ◆放射性物質汚染廃棄物への国の対応について
(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長 大迫政浩
- ◆都道府県の産廃対策[4] 香川県
- ◆債務保証業務シリーズ 大阪ベントナイト事業協同組合
- ◆経営塾OB会紹介
- ◆優良化事業、認定業者数は順調に増加

No.65 2012.1

- ◆災害廃棄物処理を迅速に進め、被災地の復興と日本の再生をめざす
環境大臣 細野豪志
- ◆動脈産業との連携で発展を 財団理事長 樋口成彬
- ◆第18回全国担当者会議開催
・産業廃棄物をめぐる原状と課題 環境省産業廃棄物課長 廣木雅史
・不法投機等支障除去事業の取り組み 三重県 静岡県 岐阜市
・微量PCB汚染廃棄物野無害化処理の推進について

- ◆都道府県の産廃対策[5] 東京都

No.66 2012.4

- ◆環境と産業の未来のために新たなスタート 財団理事長 樋口成彬
- ◆使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案について
環境省 リサイクル推進室 湯本 淳
- ◆都道府県の産廃対策[6] 大阪府
- ◆微量PCB汚染廃棄物の無害化処理の推進(第18回担当者会議事例報告)
(財)愛媛県廃棄物処理センター主任 武田伸也
- ◆微量のPCBを含む廃棄物の焼却実証試験の実施状況
- ◆経営塾第9期生募集始まる
- ◆経営塾OB会企業紹介

No.67 2012.8

- ◆特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する措置法の一部を改正する法律案 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 楠本浩史
- ◆都道府県の産廃対策[7] 青森県
- ◆廃棄物処理経営におけるCSRの取組
全国産業廃棄物連合会青年部協議会会長 尾崎俊也
- ◆環境省「優良さんばいナビ」オープン!

No.68 2012.11

- ◆廃棄物・リサイクル対策部長就任にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 梶原成元
- ◆今後のPCB廃棄物の適正処理推進について 環境省産業廃棄物課
- ◆放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の処理について
環境省産業廃棄物課課長補佐 木村正伸
- ◆都道府県の産廃対策[8] 宮城県

No.69 2013.2

- ◆廃棄物の循環利用・適正処理の推進に向けた新たな展開
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 梶原成元
- ◆橋渡しの役割を担う 財団理事長 樋口成彬
- ◆第19回全国担当者会議開催
- ◆都道府県の産廃対策[9] 静岡県
- ◆特別寄稿 災害廃棄物の速やかな処理を目指して
(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターセンター長 大迫政浩

No.70 2013.4

- ◆環境 課題と廃棄物対策の展望 愛媛大学客員教授 森田昌敏
- ◆支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書について
環境省産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 小岩明彦
- ◆低濃度PCB廃棄物の処理に関する最近の動向
- ◆都道府県の産廃対策[10] 長崎県
- ◆環境配慮契約法「産業廃棄物処理に係る契約」が新たな契約類型として追加
- ◆1,4-ジオキサンを含む廃棄物を特別管理産業廃棄物に追加
- ◆助成事業 3社の事業へ助成決定!
- ◆債務保証業務シリーズ (株)ウェストバイオマス
- ◆経営塾第10期募集
- ◆経営塾OB会 第4回ワークショップ活動成果発表会

No.71 2013.7

- ◆産業廃棄物課長就任にあたり 環境省産業廃棄物課長 塚本直也
- ◆第三次循環基本計画のポイント～廃棄物・リサイクル政策の新たな展開～
環境省循環型社会推進室 室長補佐 御殿敷寛
- ◆環境省がWDSガイドライン第2版を公表
- ◆産廃特措法に基づく特定支障除去事業の実施
- ◆不法投棄等現場の堆積廃棄物の斜面安定性評価に関する研究結果
- ◆都道府県の産廃対策[11] 秋田県
- ◆経営塾 第10期開塾

No.72 2013.11

- ◆一般化してきた3Rへのチャレンジ、そのなかでの廃棄物管理
京都大学 酒井伸一
- ◆有害廃棄物・有害物質の国際会議の動向
環境省適正処理・不法投棄対策室 森谷直子
- ◆エネルギー、バイオマス分野における規制改革通知の概要
- ◆平成26年度廃棄物・リサイクル対策関係予算案 概算要求の概要
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
- ◆PCB廃棄物の適正保管・早期処理の推進～環境省が啓発用パンフレットを作成・配布～
- ◆経営塾OB会 勉強会「物流業界から学ぶ収集運搬業のあり方」、分科会—収集運搬部門

No.73 2014.1

- ◆東日本大震災からの復旧・復興と循環型社会の実現を目指して
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶原成元
- ◆産業廃棄物行政の更なる推進 環境省産業廃棄物課長 塚本直也
- ◆新たな次元の事業展開を 財団理事長 樋口成彬
- ◆第20回全国担当者会議開催
- ◆調査研究 建設系廃棄物の不法投棄発生要因に関する一考察
- ◆都道府県の産廃対策[12] 広島県
- ◆平成26年度廃棄物・リサイクル対策関係予算(案)の概要
- ◆経営塾OB会 平成25年度施設見学会

No.74 2014.4

- ◆水銀に関する水俣条約と廃棄物処理 鳥取環境大学 田中 勝
- ◆環境省主催シンポジウム/ワークショップ開催
- ◆優良さんばいナビがリニューアル
- ◆優良認定業者 全国で700超す
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
- ◆助成事業 4社の事業へ助成決定!
- ◆債務保証業務シリーズ (株)富士クリーン
- ◆都道府県の産廃対策[13] 千葉県
- ◆優良認定業者のための新しいパンフレットが完成
- ◆経営塾 平成26年度第11期生募集始まる
- ◆経営塾OB会 平成25年度 ワークショップ活動成果発表会開催される

No.75 2014.7

- ◆一日も早いPCB廃棄物の根絶に向けて
前・環境省産業廃棄物課長 塚本直也
- ◆PCB廃棄物処理基本計画の変更について
環境省産業廃棄物課 課長補佐 中野哲哉
- ◆プラスチック等が混入した弾性廃棄物地盤の力学及び環境特性に関する研究
- ◆都道府県の産廃対策[14] 福井県
- ◆助成事業募集 サプライズ!さんばいプライズ
- ◆理事会・評議員会
- ◆経営塾 第11期開塾
- ◆経営塾OB会 定時総会・記念講演

No.76 2014.11

- ◆廃棄物・リサイクル対策部長就任にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形浩史
- ◆追悼・当財団専務理事飯島孝
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター理事長 岡澤和好
- ◆水銀廃棄物の適正管理について
京都大学大学院地球環境学教授 高岡昌輝
- ◆平成27年度廃棄物・リサイクル対策関係予算案 概算要求の概要
- ◆トルコ共和国～現地との共同実験報告～(廃棄物斜面安定性評価等の研究)
- ◆都道府県の産廃対策[15] 福岡県
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
- ◆経営塾OB会 平成26年度施設見学会開催される

No.77 2015.1

- ◆廃棄物の循環利用・適正処理の更なる推進に向けて
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形浩史
- ◆産業廃棄物処理業界の高度化・発展へ 環境省産業廃棄物課長 角倉一郎
- ◆新年に思う 原点に立ち返って事業を推進 財団理事長 樋口成彬
- ◆第21回全国担当者会議開催
- ◆都道府県の産廃対策[16] 滋賀県
- ◆債務保証業務シリーズ 大阪イベントナイト事業協同組合
- ◆リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰を受賞
- ◆タイ・ベトナムを視察

No.78 2015.5

- ◆廃棄物の適正処理とは何だろう 北海道大学大学院工学研究院 松藤敏彦
- ◆水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について
環境省産業廃棄物課 鈴木あや子
- ◆産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業について
- ◆カドミウムに関する廃棄物処理法の各種基準の見直し
- ◆環境省主催フォーラム/ワークショップ「創資源パートナー発掘フォーラム」
- ◆優良さんばいナビ「フリーワード&エリア検索」がスタート
- ◆調査研究 廃棄物堆積現場の低コスト斜面安定対策事例
- ◆平成26年度産業廃棄物処理助成事業 3社の事業へ助成決定!
- ◆都道府県の産廃対策[17] 福島県
- ◆平成27年度事業計画・収支予算
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
- ◆経営塾 平成27年度第12期生募集
- ◆経営塾OB会 収集運搬部門の勉強会・分科会(平成26年度)
- ◆経営塾OB会 平成26年度ワークショップ活動成果発表会

No.79 2015.7

- ◆廃棄物処理の情報活用とIT化 明治大学法学部専任教授 新美育文
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律について 環境省廃棄物対策課
- ◆プラスチック等が混入した弾性廃棄物地盤の力学及び環境特性に関する研究(中間報告・その2)
- ◆都道府県の産廃対策[18] 茨城県
- ◆助成事業募集
- ◆経営塾 平成27年度第12期開塾

No.80 2015.11

- ◆注目される日本の廃棄物対策 環境事務次官 関庄一郎
- ◆専務理事に就任して 財団専務理事 木下正明
- ◆追悼 当財団前理事長太田文雄
- ◆一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等の一部改正について
- ◆平成28年度予算 環境省概算要求について
- ◆支障除去等に対する支援に関する検討会報告書
- ◆調査研究 ISWA国際会議に参加して
- ◆都道府県の産廃対策[19] 鹿児島県
- ◆PCB使用安定器の適正処理・早期処理の推進
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆経営塾OB会 平成27年度第1回海外調査分科会

No.81 2016.1

- ◆未来を見据えた廃り行政に取り組む
環境省廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形浩史
- ◆産廃処理業の高度化・発展と地方創生 環境省産業廃棄物課長 角倉一郎
- ◆新たな時代に向け、事業の更なる充実を図る 財団理事長 樋口成彬
- ◆第22回全国担当者会議開催
- ◆都道府県の産廃対策[20] 熊本県
- ◆PCB廃棄物等に係る廃棄物処理法施行規則等の一部改正について
- ◆平成27年度補正予算、平成28年度予算について
- ◆経営塾OB会 平成27年度施設見学会

No.82 2016.4

- ◆G7エルマウ・サミットで取り上げられた「資源効率性」について
環境省地球環境審議官 小林正明
- ◆我が国循環産業の国際展開支援について 環境省循環型社会推進室 須賀義徳
- ◆水俣条約を踏まえた水銀廃棄物の環境上適正な管理について
環境省産業廃棄物課 服部麻友子
- ◆東京都医師会の水銀血圧計等自主回収事業の取組
(公社)東京都医師会理事 橋本雄幸
- ◆医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル
- ◆第22回全国担当者会議開催(2)
- ◆環境省主催フォーラム/ワークショップ
- ◆環境省 産業廃棄物処理業者の経営戦略策定ワークショップ
- ◆都道府県の産廃対策[21] 石川県
- ◆助成事業 2社の事業へ助成決定!
- ◆調査研究「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」の目的と効果
- ◆経営塾 平成28年度第13期生募集

PICK UP! 水銀廃棄物特集

No.83 2016.8

- ◆廃棄物・リサイクル対策部長就任にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 中井徳太郎
- ◆感度の高い受・発信機能と風通しの良い運営で社会に貢献
財団理事長 加藤幸男
- ◆食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について
環境省産業廃棄物課/企画課リサイクル推進室
- ◆優良産廃処理業者認定制度 施行から5年が経過
- ◆PCB廃棄物特別措置法の一部改正について
- ◆調査研究 プラスチック等が混入した弾性廃棄物地盤の力学及び環境特性に関する研究
- ◆「廃棄物に係る現地適正対応推進業務(新規)」の試行について
- ◆都道府県の産廃対策[22] 富山県
- ◆助成事業募集
- ◆日本廃棄物団体連合会総会ひらく
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆経営塾 平成28年度第13期開塾
- ◆経営塾 平成27年度 ワークショップ活動成果発表会が開催される

No.84 2016.10

- ◆産業廃棄物課長就任にあたり 環境省産業廃棄物課長 中尾 豊
- ◆PCB廃棄物処理基本計画の変更及びPCB特別措置法政省令等の改正について 環境省産業廃棄物課 福井和樹
- ◆平成29年度環境省予算概算要求について
- ◆都道府県の産廃対策[23] 愛知県
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆経営塾OB会 平成28年度定時総会・記念講演

No.85 2017.1

- ◆よりよい環境を未来に引き継ぐ 環境大臣 山本公一
- ◆資源循環システムの構築へ、いよいよ正念場 財団理事長 加藤幸男
- ◆第23回全国担当者会議開催 PCB廃棄物の早期処理に係る広報について
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆環境省、環境再生・資源循環局新設へ
- ◆「プラスチック等が混入した廃棄物地盤の利活用のための地盤評価マニュアル(案)」公開
- ◆都道府県の産廃対策[24] 新潟県
- ◆第14回理事会
- ◆環境大臣表彰を受賞
- ◆経営塾OB会 平成28年度施設見学会
- ◆経営塾OB会 工場長・現場管理職勉強会

No.86 2017.4

- ◆コミュニケーションの難しさ：信頼をいかに結ぶか 東京農工大学 細見正明

- ◆廃棄物処理制度専門委員会報告書の内容と解説
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 小野 洋
- ◆熊本地震で発生した災害廃棄物の処理について
- ◆微量PCB含有電気機器の課電自然循環洗浄法による処理
- ◆環境省主催フォーラム/ワークショップ
- ◆新規調査研究
- ◆平成28年度産業廃棄物処理助成事業 4社の事業へ助成決定!
- ◆経営塾 平成29年度第14期生募集開始!!
- ◆経営塾OB会 平成28年度ワークショップ活動成果発表会

No.87 2017.7

- ◆「家業」からの脱却とは 慶應義塾大学経済学部 教授 細田衛士
- ◆有害廃棄物・有害物質の国際会議の動向 環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室 工藤俊祐・光山拓実
- ◆土壌汚染対策法の改正 環境省水・大気環境局土壌環境課課長補佐 青竹寛子
- ◆「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」まとまる
- ◆スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落に対する国際緊急援助隊専門家チームに参加して
- ◆都道府県の産廃対策[25] 岐阜県
- ◆「水俣条約」の発効に伴う水銀廃棄物の取り扱いについて
- ◆収集運搬業許可申請の添付書類の様式が定められました
- ◆経営塾 平成29年度 第14期 開塾する!
- ◆経営塾OB会 平成29年度定時総会・記念講演

No.88 2017.11

- ◆環境政策を新たな成長の牽引力に 環境大臣 中川雅治
- ◆環境再生・資源循環局長に就任して 環境省環境再生・資源循環局長 縄田 正
- ◆環境省廃棄物規制課長に就任して
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長 成田浩司
- ◆当財団専務理事への着任にあたって
- ◆再生可能エネルギー活用によるCO₂削減加速化戦略(中間報告)
- ◆スリランカ国 ミートタムツラ処分場廃棄物斜面安全性評価のための現地調査団に参加して
- ◆都道府県の産廃対策[26] 鳥取県
- ◆環境省「食品廃棄物の不正転売事案について(総括)」を公表
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆経営塾 第14期生施設見学会を開催

PICK UP! 環境省環境再生・資源循環局できる(7月)

No.89 2018.1

- ◆環境政策の新たなデザイン 環境大臣 中川雅治
- ◆新たな局として一層尽力 環境省環境再生・資源循環局長 縄田 正
- ◆規制、処理の促進、そして処理業振興
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長 成田浩司
- ◆新たな四半世紀に向けて
- ◆第24回全国担当者会議開催
- ◆改正廃棄物処理法におけるいわゆる雑品スクラップ対策について
- ◆平成30年度予算案について
- ◆都道府県の産廃対策[27] 大分県
- ◆債務保証業務シリーズ (株)あいづダストセンター
- ◆PCB廃棄物の早期処理に係る一斉広報について
- ◆低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
- ◆廃棄物資源化推進チームを新設

No.90 2018.4

- ◆「産業廃棄物」の誕生と今後の振興方策 財団専務理事 由田秀人
- ◆解説 産業廃棄物の排出及び処理状況、不法投棄の状況(新統計)について
- ◆地域循環共生型廃棄物エネルギーセンターモデル
- ◆外務大臣感謝状と皇太子殿下御接見～スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落に対する国際緊急援助隊～
- ◆平成29年度産業廃棄物処理助成事業 4社の事業へ助成決定!
- ◆経営塾 平成30年度第15期生 募集開始!

- ◆産業廃棄物処理業経営塾OB会 平成29年度 見学勉強会／ワークショップ活動成果発表会

No.91 2018.7

- ◆連合会会長就任にあたり
公益社団法人 全国産業資源循環連合会会長 永井良一
- ◆当財団常務理事への着任に当たって 青山 周
- ◆解説 高濃度PCB廃棄物処理の現状
- ◆乾式メタン発酵システムの現状と導入例～地域循環共生型廃棄物エネルギーセンターへの導入の可能性～
- ◆都道府県の産廃対策[28] 神奈川県
- ◆サプライズ! さんばいプライズ 平成30年度 産業廃棄物処理助成事業募集
- ◆債務保証業務シリーズ 三光(株)
- ◆「さんばいくん」検索機能を向上しました!
- ◆経営塾 平成30年度 第15期開塾する!



No.92 2018.10

- ◆環境再生・資源循環局長就任にあたり
環境省 環境再生・資源循環局長 山本昌宏
- ◆本号から各部の取り組みについてご紹介 財団 福元治郎
- ◆「廃棄物エネルギーセンター」を実現する手法と勉強会の開催について
- ◆対談：廃棄物資源化構想 田中勝岡山大学名誉教授VS.加藤幸男財団理事長
- ◆プラスチック等が混入した廃棄物地盤中の水の挙動に関する研究(研究結果報告)
- ◆都道府県の産廃対策[29] 山梨県
- ◆各部の紹介 総務部から
- PICK UP!** 「各部の紹介」スタート

No.93 2019.1

- ◆ローカルに立脚しながらグローバルな課題にチャレンジ 財団理事長 加藤幸男
- ◆6月のG20を乗りこえ多岐にわたる
環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 原田義昭
- ◆第25回全国担当者会議開催
 - ・福岡県飯塚市における行政代執行事業
 - ・宮城県におけるリサイクルシステムの構築について
 - ・PCB廃棄物処理の推進について
- ◆2019年度環境省重点施策(環境再生・資源循環局関係)
- ◆廃棄物エネルギーの産業利用の可能性について 財団 瀬戸俊之
- ◆樋口前理事長が平成30年度環境大臣表彰を受賞
- ◆産業廃棄物処理業経営塾 第15期卒業式

No.94 2019.4

- ◆「平成」を振り返り～そして「令和」の新しい時代の波を 財団専務理事 由田秀人
- ◆プラスチック資源循環戦略の策定に向けて
環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室 金子浩明
- ◆経団連特別寄稿 プラスチック資源循環および海洋プラスチック問題の解決に向けた経済界の取組み
日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会 三浦啓一
- ◆報告 高濃度PCB廃棄物処理の現状 北九州事業地域の計画的処理完了期限を迎えて
- ◆産業廃棄物の排出及び処理状況、不法投棄の状況(新統計)について
- ◆平成30年度 産業廃棄物処理助成事業 4社の事業へ助成決定!
- ◆産業廃棄物処理業経営塾2019年度 第16期生募集開始!

No.95 2019.7

- ◆温故知新 財団常務理事 青山 周
- ◆産業廃棄物処理業経営塾OB会を通じて
産業廃棄物処理業経営塾OB会会長 高山盛司
- ◆G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合開催

- ◆経営相談会 会員募集
- ◆産業廃棄物による地域循環共生型エネルギー化施設の構築に向けた取組
- ◆都道府県の産廃対策[30] 山口県
- ◆令和2年度 産業廃棄物処理助成事業募集
- ◆「さんばいくん」許可情報の登録機能を改良
- ◆当財団加藤理事長 廃団連会長に就任
- ◆産業廃棄物処理業経営塾 令和元年度 第16期開塾する

No.96 2019.10

- ◆財団専務理事就任にあたり 専務理事 岩田元一
新任の事務局長でございます 十分な備えで事務局運営を
事務局長 田中吉之
- ◆地域循環共生型廃棄物資源化構想の実現に向けて
- ◆安定型処分場等の地盤中の水の流れの異方性と水質に与える影響
- ◆都道府県の産廃対策[31] 岡山県

No.97 2020.1

- ◆廃棄物は地域特産の「財物」地方創生、脱炭素社会を実現する「切り札」
財団理事長 加藤幸男
- ◆環境問題に対する取組を広く発信
環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 小泉進次郎
- ◆日本新たな時代に相応しい、循環型社会の一層の深化に向けて
経済団体連合会 専務理事 椋田哲史
- ◆第26回全国担当者会議開催
 - ・低炭素社会の実現に向けて～廃棄物からエネルギー回収を～
 - ・花巻市における産業廃棄物(廃油)に係る行政代執行について
 - ・岩手県における廃棄物処理センターの状況について
 - ・PCB廃棄物処理の推進について～北九州事業地域における行政処分の適用事例～
- ◆令和2年度環境省予算案(環境再生・資源循環局関係)の概要
- ◆都道府県の産廃対策[32] 徳島県
- ◆無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について
- ◆加藤理事長が『月刊経団連』2019年12月号に寄稿
- ◆産業廃棄物処理業経営塾OB会 令和元年度 施設見学・勉強会

No.98 2020.4

- ◆時には先人の意志や苦勞に思いを 専務理事 岩田元一
- ◆令和2年度の産業廃棄物行政の運営方針
環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長 成田浩司
- ◆JESCOの昨日・今日・明日
中間貯蔵・環境安全事業(株)代表取締役社長 小林正明
- ◆廃棄物資源化推進事業の進捗状況
- ◆経団連 循環型社会形成自主行動計画～2019年度フォローアップ調査結果～
- ◆産業廃棄物の排出及び処理状況、不法投棄の状況(新統計)について
- ◆令和2年度産業廃棄物処理助成事業 2社の事業へ助成決定!
- ◆都道府県の産廃対策[33] 沖縄県
- ◆経営塾 令和2年度第17期生募集開始!

No.99 2020.7

- ◆産廃振興財団から ポストコロナの主役は「環境」 財団常務理事 青山 周
- ◆経営相談会 4月から事業をスタート!
- ◆資源化推進「みやぎ地域循環資源エネルギー高度利用モデル」について
- ◆優良産廃処2020.7理業者認定制度に関する廃棄物処理法施行規則改正と産廃情報ネット「さんばいくん」システム改修のお知らせ
- ◆令和3年度 産業廃棄物処理助成事業
- ◆解説 環境省 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

PICK UP! 経営相談会4月より開始



「ミニバスケットボール」

経営塾11期生 利根川 豪博

10年ほど前より、夫婦で地元の小学校（自身の卒業校）で女子のミニバスケットボールチームの監督（コーチ）を務めさせていただいております。当初は、なり手のいない中で「しょうがなく」感があることは否めませんでした。現在ではドブプリはまっぴら、ライフワークとなっております。小学1年生～小学6年生まで（6歳～12歳）の子供たちに指導するにあたり私自身も日々勉強できること、なにより夫婦での共有の話題に事欠かないことは非常にありがたいと思っています。

私は、仕事もありますので休日のみの参加となりますので平日は妻に任せっきりとなっておりますが「あの子がこんなことができるようになったよ!」とか「この子があんなことまでできるようになったよ!」という話を晩酌のつまみに聞き、休日に実感することが日々のモチベーションとなり、休日を楽しみに平日の仕事もがんばれるという相乗効果が生まれています。ただ、当然コロナウイルスの影響は



あり、活動自体の自粛が続きました。仕事だけの日々(当たり前?)が続きましたが、平日頃できていなかった自



筆者が監督を務めるミニバスケットボールチーム

分の子供とのふれあいが格段に増え、親子でありながら、新たな発見をすることもあり、自粛は自粛で別の喜びを見つけることができました。

9月より他チームとの交流ができるようになり、先日約8か月ぶりに練習試合を行うことができました。様々な制約がある中ではありますが、やはり、はじけるような笑顔を見せる子供たちは見せてくれました。

以前は当たり前のようにやっていたことができる喜びを感じました。人々に災いを与える許すことのできないコロナウイルスですが、「コロナウイルスの騒動は、悪いだけではなかったな」、今はそう考えられるようにもなりました。

株式会社大橋商会
利根川 豪博



編・集・後・記

コロナ禍のなか、ゲーム・オブ・スローンズなど、世界的なヒット作品をご覧になった読者も多いと思います。たまには、中国のドラマでも見てみたいと思い、この夏、すっかりハマってしまったのが司馬懿を主人公に三国志を描いたドラマシリーズ「軍師連盟」（前編）と「虎嘯龍吟」（後編）です。二つのドラマシリーズ、合わせて86話。大河ドラマで言えばたっぷり2年分になります。

三国志は中国だけでなく、日本でも人気です。思い起こすと、大学時代、三国志や歴史小説である三国演義の本を多数出版されていた立間祥介先生が隣のクラスで中国語を教えられていま

した。先生の自宅まで押しかけて三国志の魅力を教えていただいたことが昨日のこのように思い出されます。

亡父は1980年代後半に上海に留学していた筆者に正史である三国志を購入させたあと、演義と読み比べをして、演義で描かれた人物像や歴史観に歪みがあるとの問題意識を醸成させ、その後とうとう「三国志ブーム」の火付け役にまでなっていました。歴史を記録したり、記述する人により、歴史の描き方に幅が生じることは特に政治史の分野では性格上、避けられないことです。より「ブレ」の少ない経済史を大学で専攻したのはこうしたことも一つの理由でした。

ドラマをきっかけにして、積読のままだった三国演義を久しぶりに手に取って眺めましたが、さすがに歴史と

もに人口に膾炙してきた小説なので、歴史的に正確かどうかは脇に置いて、文句なしに面白い。

演義は桃園結義から始まり、中原の乱れを曹操が収めるストーリーが前半で描かれ、天下三分を経て、諸葛亮と司馬懿の宿命の対決が終わりの方に出てきます。空城の計はドラマでも一つのクライマックスでした。「依依東望」というセリフは中国で流行語にまでなりました。司馬懿と諸葛亮が依依として望んだもの、それは「時間」と「人の心」でした。

司馬懿流に今の環境問題を語るなら、未来に向けた時間という軸をきちんと立てて、人の心をしっかりとつかんで、世代を超えた取組みを行う。たとえ、今の世がどのような時代であっても。

（青山）



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分
 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
 JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

産廃振興財団NEWS 2020.10 vol.28 No.100

発行日 令和2年10月30日
 発行人 加藤 幸男
 発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
 TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156
 URL:<http://www.sanpainet.or.jp>
 印刷 (株)環境産業新聞社



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
 E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

